

第八十七回国会 衆議院 商工委員会 議録第六号

昭和五十四年三月二十日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 橋口 隆君
理事 野中 英二君 理事 武藤 嘉文君
理事 渡部 恒三君 理事 岡田 哲児君
理事 渡辺 三郎君 理事 岡本 富夫君
理事 宮田 早苗君

小川 平二君 越智 通雄君
鹿野 道彦君 川田 正則君
始闕 伊平君 島村 宜伸君
玉沢徳一郎君 辻 英雄君
橋橋 進君 野呂 恭一君
原田昇左右君 堀之内久男君
松永 光君 三塚 博君
山田 久就君 板川 正吾君
上坂 昇君 洪沢 利久君
清水 勇君 田口 一男君
中村 重光君 飯田 忠雄君
長田 武士君 玉城 栄一君
数仲 義彦君 荒木 宏君
工藤 晃君 大成 正雄君

出席國務大臣

通商産業大臣 江崎 真澄君
國務大臣 小坂徳三郎君
(経済企画庁長官)

出席政府委員

公正取引委員会 橋口 收君
委員長 野田 毅君
経済企画政務次官 中島源太郎君
通商産業政務次官 森山 信吾君
通商産業省機械情報産業局長 栗原 昭平君
通商産業省生活産業局長

委員外の出席者

農林水産省農蚕園芸局農課長 松岡 将君
労働省労働基準局長 花田 達郎君
同賃金福祉部賞金課長 藤沼 六郎君
商工委員会調査室長

委員の異動

三月十九日 吉田 之久君 補欠選任 春日 一幸君
同日 佐々木義武君 補欠選任 三塚 博君
同日 中西 啓介君 玉沢徳一郎君
同日 前田治一郎君 川田 正則君
同日 渡辺 秀央君 堀之内久男君
同日 玉城 栄一君 数仲 義彦君
同日 官井 泰良君 飯田 忠雄君

同日

川田 正則君 前田治一郎君
玉沢徳一郎君 中西 啓介君
堀之内久男君 渡辺 秀央君
三塚 博君 佐々木義武君
飯田 忠雄君 官井 泰良君
数仲 義彦君 玉城 栄一君

三月十六日

出版物の再販制廃止反対に関する請願(粕谷茂君紹介(第一九四四号))
同(下平正一君紹介(第一九四五号))
同(林孝矩君紹介(第一九六七号))

同(原健三郎君紹介(第二〇一九号))
同(坂口力君紹介(第二〇九五号))
同(柴田陸夫君紹介(第二〇九六号))
同(瀬崎博義君紹介(第二〇九七号))
同(瀬長亀次郎君紹介(第二〇九八号))
同(田中昭二君紹介(第二〇九九号))
同(田中美智子君紹介(第二一〇〇号))
同(津川武一君紹介(第二一〇一号))
同(寺前巖君紹介(第二一〇二号))
同(春田重昭君紹介(第二一〇三号))
同(不破哲三君紹介(第二一〇四号))
同(伏木和雄君紹介(第二一〇五号))
同(藤原ひろ子君紹介(第二一〇七号))
同(伏屋修治君紹介(第二一〇八号))
同(正木良明君紹介(第二一〇九号))
同(正森成二君紹介(第二一一〇号))
同(松本善明君紹介(第二一一一号))
同(三谷秀治君紹介(第二一一二号))
同(宮地正介君紹介(第二一一三号))
同(矢野純也君紹介(第二一一四号))
同(安田純治君紹介(第二一一五号))
同(数仲義彦君紹介(第二一一六号))
同(山原健二郎君紹介(第二一一七号))
同(米沢隆君紹介(第二一一八号))
同(和田一郎君紹介(第二一九九号))
同(和田渡部一郎君紹介(第二二〇〇号))
同(安島友義君紹介(第二二七三号))
同(有島重武君紹介(第二二七四号))
同(小此木彦三郎君紹介(第二二七五号))
同(大久保直彦君紹介(第二二七六号))
同(木原実君紹介(第二二七七号))
同(草川昭三君紹介(第二二七八号))
同(外一件(権藤恒夫君紹介(第二二七九号))
同(齊藤正男君紹介(第二二八〇号))
同(鈴切康雄君紹介(第二二八一号))

同(原健三郎君紹介(第二〇一九号))
同(坂口力君紹介(第二〇九五号))
同(柴田陸夫君紹介(第二〇九六号))
同(瀬崎博義君紹介(第二〇九七号))
同(瀬長亀次郎君紹介(第二〇九八号))
同(田中昭二君紹介(第二〇九九号))
同(田中美智子君紹介(第二一〇〇号))
同(津川武一君紹介(第二一〇一号))
同(寺前巖君紹介(第二一〇二号))
同(春田重昭君紹介(第二一〇三号))
同(不破哲三君紹介(第二一〇四号))
同(伏木和雄君紹介(第二一〇五号))
同(藤原ひろ子君紹介(第二一〇七号))
同(伏屋修治君紹介(第二一〇八号))
同(正木良明君紹介(第二一〇九号))
同(正森成二君紹介(第二一一〇号))
同(松本善明君紹介(第二一一一号))
同(三谷秀治君紹介(第二一一二号))
同(宮地正介君紹介(第二一一三号))
同(矢野純也君紹介(第二一一四号))
同(安田純治君紹介(第二一一五号))
同(数仲義彦君紹介(第二一一六号))
同(山原健二郎君紹介(第二一一七号))
同(米沢隆君紹介(第二一一八号))
同(和田一郎君紹介(第二一九九号))
同(和田渡部一郎君紹介(第二二〇〇号))
同(安島友義君紹介(第二二七三号))
同(有島重武君紹介(第二二七四号))
同(小此木彦三郎君紹介(第二二七五号))
同(大久保直彦君紹介(第二二七六号))
同(木原実君紹介(第二二七七号))
同(草川昭三君紹介(第二二七八号))
同(外一件(権藤恒夫君紹介(第二二七九号))
同(齊藤正男君紹介(第二二八〇号))
同(鈴切康雄君紹介(第二二八一号))

同(多賀谷貞徳君紹介)(第二一八二号)
同(高田富之君紹介)(第二一八三号)
同(中川嘉美君紹介)(第二一八四号)
同(長谷雄幸久君紹介)(第二一八五号)
同(松本善明君紹介)(第二一八六号)
特許管理士法の制定反対に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二〇六二号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三一号)
纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○橋口委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。
提案理由の説明を聴取いたします。小坂経済企画庁長官。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○小坂國務大臣 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、開發途上国に対する経済協力は、ますますその重要性を増してきており、さきの主要國首脳會議等におきましても、経済協力の積極的な推進を図ることが、先進諸国にとっても不可欠であるという、共通の認識が明らかにされました。わが国といたしましても、昭和五十二年の政府開發援助実績を、三年間で倍増することを目標とする等、その積極的な拡充を図る旨を表明したところ

であります。

海外経済協力基金は、海外経済協力を促進することを目的として、開發途上国の産業の開發または経済の安定に寄与するため、必要な資金の貸し付け等の業務を行っており、今日では、わが国政府開發援助のおよそ二分の一を担う中心的な援助機關となっております。

したがって、わが国の政府開發援助を一層拡大していくためには、各種援助の充実に相まって、海外経済協力基金の事業規模を拡大するとともに、その事業運営の体制を整備強化することが緊要となっており、このため本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の内容について御説明申し上げます。
改正の第一点は、基金の借入金等の限度額を引き上げることです。

基金の原資は、一般会計からの出資金と借入金及び債券発行に大別されますが、現行法では、資本金及び積立金の合計額を限度として、借入れまたは債券の発行ができることとなっております。

政府開發援助三年倍増等の目標を実現するためには、基金の事業規模を大幅に拡大しなければなりません。現在のわが国の財政事情のもとでは、一般会計の出資に大きく依存している原資面の制約を緩和する必要があります。このため、借入金等の限度額を資本金及び積立金の合計額の三倍に引き上げ、今後の基金の活動に遺憾なきを期した次第であります。

改正の第二点は、基金が長期借入れを行い、または債券を発行する場合に、政府がその債務について保証することができるようにすることです。

これは、基金の事業規模の拡大に伴い、資金調達が多様化を積極的に図るための改正であります。改正の第三点は、基金に副総裁一人を置く等、事業運営の体制を整備強化することです。

す。

基金の業務は、わが国の経済協力の進展に伴って、急速な拡大を示すとともに、貸し付け等の対象国も広がっており、今後さらにこれらの一層の拡充が見込まれます。また、基金の業務は、被援助国政府や国際開發金融機関等との折衝など、対外的性格がきわめて強いものであります。このため、代表権を有する副総裁一人を置く等、体制の整備強化を図ることとした次第であります。

なお、その他所要の規定の整備を行うこととしております。
以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○橋口委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○橋口委員長 内閣提出、纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 本法案の中身の質問に入る前に、二、三お聞きしておきたいと思いますが、輸入生糸それから絹糸の割り当ての問題を最初お聞きしたいと思えます。

言うまでもなく、わが国の絹業者は、原料コストの格差の問題を抱えながら仕事をしておられるわけでありまして、実際に生糸なり絹を必要としております業者が、原料が比較的低廉な価格で入手できるようにするためには、実需者への割り当てというものを大幅に増大する必要があるのではないか、こういうふうにお考えおられるわけですが、最初にまず割り当てのシステム、またはその経路についてお伺いしたいと思います。

○栗原政府委員 現在、生糸の実需者割り当てにつきましては、生糸一元輸入制度のもとにおきまして、絹業の経営安定を配慮いたしまして、絹織物製造業者等の実需者が、輸入生糸を安価に入手し得るよう、年度といたしましては五十一年の秋から実施をいたしておるところでございます。

つきましては、生糸一元輸入制度のもとにおきまして、絹業の経営安定を配慮いたしまして、絹織物製造業者等の実需者が、輸入生糸を安価に入手し得るよう、年度といたしましては五十一年の秋から実施をいたしておるところでございます。

その数量といたしましては、五十一年度一萬四千俵、五十二年三萬俵、五十三年度、本年度でございますが、これは三萬俵に加えて、特別対策としてさらに二千五百俵を増加をさせていたところでございます。

私どもといたしましては、今後実需者の立場も踏まえまして、できるだけ安価に生糸が実需者に渡るように、農林水産省とも協議しながら、引き続き実需者制度の円滑な運用に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺(三)委員 実際どこに割り当てられているのか、どういう経路でそれが実需者の方に入っていくのか、それについて少し詳しく御説明いただけないか。

○松岡説明員 生糸の実需者の割り当てにつきましては、原則といたしまして各産地の指定団体におきまして、前年の実績をいろいろ書類によりまして検定いたします。そういった前年度の実績を基礎といたしまして、それを各指定団体に配分する、そういった手順をとっております。割り当てといたしましては、具体的には年間四半期ごとに行っている、そういった手順を踏んでおられるような次第でございます。

○渡辺(三)委員 絹糸の実需者に対する割り当ての問題ですが、これは通産省の割り当ての実施要綱が最初の予定よりも非常におくれて、実際の実需者に対する割り当てが時期的に非常におくれた、こういう話を聞いておられるのですが、この実情はどういうふうになっておりますか。

○栗原政府委員 絹糸につきましては、事前許可制の運用に当たりまして、本年度から新たに実需者割り当ての制度を設けることを決めた次第でございます。初めての制度でございますし、若干準備の期間を要しまして実施がおくれたわけござ

げながら、具体的に御説明願えませんか。

○栗原政府委員 産地の実情に即した意味での産元、親機等の制度の導入ということでございますが、具体的に思い当たりますのは、たとえば福島県でございますが、福島県の場合には、私どもの承知しておりますところでは、親ニッターと子ニッターという二つのグループが存在するわけでございます。それ以外の、他の産地におきますような異業種の業者が存在しない、したがって、現行の構造改善制度のもとでは、異業種間連携ということでの、グループの組み方が非常に困難である、こういう実情にあるという状態でございまして、今回の改正におきまして、親ニッターと子ニッターといったグループが認められることになりまして、この福島の産地におきましても、構造改善グループというものを、ある一定の条件のもとに、同業種で結成できるということに相なるというところが、一つの例に相なるかと思っております。

○渡辺(三)委員 いま福島の例を挙げられたわけですけれども、繰り返すわけではございませんが、これまではよくこの委員会でも言われましたように総件数にして五十六件、こういうふうなことで、それから実際準備された資金も十分に使われない、こういうふうな状況でございましたが、今度の法改正によって、いまの福島だけの例じゃないと思えますけれども、いま御答弁になったような形でこの構造改善事業に乗りやすい、こういうことを産産側としては確信を持って提案をされたわけでしょうか、この五年間、これからやっつてどのぐらいこれが進む、なかなかこの前の議論の中でも、数字的には言いがたいというふうなお話がございましたけれども、おおよそのめどというものはお持ちになっておられるでしょうか。

○江崎国務大臣 過去五年間の経緯を見まして、そしていま局長が申し上げたように改めたわけでありまして、これはよく宣伝、周知徹底することが必要なのです。そして、地方通産局などにおいても、今度はこういうふうになるからということとを、具体的に指導することが一番大切なことだ

と思うのです。そうすれば相当な成果は上げ得るのではないかと思っております。

○渡辺(三)委員 いま大臣からお話がありましたので、そこで、それでは事務当局から少しいまの大臣の御答弁の中身について、さらに具体的にお伺いをしたいと思います。

確かに、末端にいきますと、こういう点について正しい受け取り方といえますか、周知徹底がなされておらない、非常に不足だ、こういう点があるわけですが、通産の機構、機能の中で、具体的にどういうふうな手だてをもってそれを周知徹底させるのか。たとえば都道府県の責任者を通産が呼んで、この法律の趣旨なり内容を十分に説明するとか、あるいは、まあ通産省といつても、本省というよりは各通産局だと思えますけれども、各通産局でいま言ったようなことをやるとか、今度は県の単位で各地区から人を寄せて、十分そういう点の講習をするとか、いろいろ方法はあると思えますけれども、具体的に考えておられる内容としてはどういふものがあるでしょうか。

○栗原政府委員 ただいま御指摘になりましたような、役所としてのPRは、通産局経由あるいは地方自治体経由で当然行なうわけでございますが、さらに振興事業団なり構造改善事業協会を通じて、それぞれ普及、指導を行いたいと考えております。繊維の構造改善事業協会には登録指導員といった制度もございまして、こういった指導員制度も活用しながら、それぞれの産地におきまして、産地からのお話もございまして、産地組合等も活用しながら、できるだけ指導を行えるような措置を考えた、かように存じておるわけでございます。そういう形で、役所、自治体、事業協会、中小企業振興事業団、それから産地のそれぞれを組合、こういったものを全体としてつかまえておられます。

○渡辺(三)委員 それから、今度の改正、対象を拡大するというふうな一つの大きな改正点、それとともに資金の確保の問題、いわゆる融資の問題

でのいろいろ具体的な手だて、それはこれまでの経過の上に立って、ぜひこの点は改善をしなければならぬというふうな、幾つかの問題を出されておると思えますが、その中で、設備リース比率の改善の問題、いままで二分の一で頭打ちだったわけですが、今度は三分の二にする、こういうふうな問題が一つあります。これは具体的にどういふ効果があるか、これによってこの構造改善というものが非常に進む、こう考えられて、このような内容にされると思うのでありますけれども、この点少し中身を具体的に御答弁いただきたいと思えます。

○栗原政府委員 今回の助成制度改善の中の、設備リース比率の改善でございますが、構造改善事業全体の融資額に占めます設備リース事業融資額の割合、これを設備リース比率と申しておりますが、これが従来二分の一で頭打ちということでございます。これを従来二分の一で頭打ちという程度を抑えられておることでございます。二分の一で頭打ちの二頭打ち制度を、三分の二に引き上げるというものがこの内容でございます。二分の一から三分の二というところで、率としては余り大きくないように見えますけれども、これは全体の中に占める比率の関係でございますが、実際といたしましては金額としては、従来と同じ構造改善事業の中での設備リースの金額を前提としますと、むしろ倍の金額のものが借りられるという効果を持つわけでございます。そういう意味では、この設備リース事業というものが、従来に比べて非常に大幅に拡充強化されたというふうにお考えいただけます。そういう意味で、今回の全体の助成の中では、これが一つの目玉になっておると考えております。

○渡辺(三)委員 そうしますと、一つの枠の中でいままで二分の一で頭打ちだったのが今度は三分の二になる、こういうことによつて、たとえば商品開発であるとか、共同施設であるとか、そういう点に逆に圧縮の影響というものは出てこないのでしょうか。

○栗原政府委員 結論から申して、そういうことはございません。

○渡辺(三)委員 それからもう一つ、助成措置の中で、施設共同化事業融資の問題、これの中身にしてお伺いしておきたいのですが、これは要件の改善が出ておるわけでありまして、従業員五人以下の規模の企業を、二十人以下に改正する、こういうふうな形が、小規模事業者の組合による、共同施設の事業が行われるというふうなかつこうになると思えますけれども、これによる効用を、具体的にどのように見通されておられますか。

○栗原政府委員 施設共同化事業につきましては、要件緩和をいたしたわけでございますが、私どもとしましては、この施設共同化事業の要件緩和によつて、対象になります小規模の事業者、通常の構造改善グループの中に入つて、一人前の企業者として、高付加価値、差別化商品の、知識集約化事業に参画するわけにはなかなかまいらない小規模事業者の方々が、緩い要件のもとで、こういった形で設備リースが行える、そういう形で設備リース事業を活用しながら、体質の改善を図りつつ、さらに積極的に伸びて、今度は一人前の、さらに本格的な構造改善の基盤をもつくり上げることもできるような、そういう意味での小規模対策事業だというふうな意味合いで、私どもとしては、特に零細企業の方に対して、この制度の活用ということをお勧めしたい、かように考えておるわけでございます。

○渡辺(三)委員 ちょっと具体的な話でございますが、技術的な中身になりますけれども、たとえばグループがあつて、そのグループを構成する小規模の事業者が、幾つかあつたとあるわけでしょうか、その場合に、いままではグループの中の従業員五名以下の企業者に対して融資が行われておつたが、それが、グループを構成する、規模が二十名以下の事業については、全部この融資の対象になる、この中身はこういうふうな解釈でしょうか。

て、一つは、対象となります組合の構成員の三分の二以上が、五人以下の小企業でなくてはいかぬというのが、従来の基準でございましたが、今回はそのグループの中の、従来三分の二以上と言っていた要件を、二分の一以上というふうに緩和いたしましたので、五人以下の企業の割合が半分以上であればよろしいというふうに、まず要件を緩和したことが第一点でございます。それから、第二点は、この設備リースの対象となる企業でございますけれども、従来は従業員が五人以下の企業に限るということになっておりました。それを今回、従業員二十人以下の企業ならば対象にできるというふうに、少し大きな企業も対象になり得るという形で要件緩和をいたしました。この二点が改正の要点でございます。

○渡辺(三)委員 次に、発展途上国の繊維貿易構造といたしまして、これについて若干お伺いをしたいわけでありませうけれども、よく繊維の問題を議論する際に言われますように、発展途上国、たとえば東南アジアであるとかあるいはラテンアメリカであるとか、こういった国々の追いつきが非常に激しい、こういう事情の中で、日本の繊維産業が長い間占めてきた、国内産業の中における地位というものは後退を遂げ、あるいは国際的な観点から見ても、日本の繊維産業というものは、これまで長い間日本の産業史の中で保ってあった地位というものが、相対的に後退を遂げ、こういうふうな言われておられるわけでありませう。

そこでお伺いをしたいのは、まず東南アジアにしばしばお聞きしたいと思うのでありますが、東南アジアの国々の現在の繊維貿易構造、つまり発展途上国の場合には、この繊維自給化というものが急速に進んで、その体制がほぼでき上がって、そして今日では、さらに繊維輸出国としての地位を固めつつある、大ざっぱに言ってしまうと、状況だと思えますけれども、その状況をできれば数字を挙げて説明をしていただきたいと思うわけでございます。

○栗原政府委員 とりあえず手元でございますが、韓国、台湾、香港の三カ国についての数字でございます。それ以外の国についてお尋ねがあれれば担当課長からお答えさせていただきますが、韓国、台湾、香港の三カ国、これがわが国の繊維輸入の恐らく六割強くらいになるかと思っておりますけれども、これらの国の生産設備能力を見ても、たとえば合成繊維でございますが、一九七〇年には設備能力としてわが国の一割弱くらいでございましたけれども、七七年には約五割、半分に増えてきておるといふような増強が行われております。

それから、紡績関係の生産設備能力では、一九七〇年にわが国の約四分の一であったものが約二分の一になっております。また、織機関係でございますけれども、一九七〇年にはわが国の能力の約一四％でありましたものが、七六年には約三分の一というふうな上昇いたしました。生産数量について見ても、ほぼ同じような傾向を示しております。合繊につきましては一五％が五三％に、紡績につきましては三分の二であったものがわが国とほぼ同じ水準に、綿織物につきましては二八％であったものが七〇％に、それぞれ急激な上昇を見せている、こういった増加の状況でございます。

○渡辺(三)委員 そこで、よくわが国の今後の繊維産業のあり方、こういうことが議論をされる際に、高付加価値化あるいは差別化、こういう状況を強力につくっていくかなければならぬ、こう言われておられるわけでありませうけれども、特に一九六〇年代から今日の段階までにおける発展途上国、とりわけいま局長が言われたような数カ国においては、まさに驚異的な発展段階をたどっているというふうな私どもも考えておられるわけですか。したがって、日本の今後の繊維産業のあり方として、高付加価値化ということが当然の命題でありませうし、わかるのでありますけれども、しかし同時に、この十年間の実績を見てまいりますと、たとえば東南アジアの諸国においても、追っかけ日本のそう

いうふうな繊維産業のあり方をまねると言うとお話がありませうけれども、その水準に急速に追いつくというふうな状況が出てくるのじゃないか、こう考えておられるわけですか。その辺の御見解をひとつお伺いしたいと思います。

○栗原政府委員 たいまお話をいたしましたように、これらの国におきまして、特に紡績あるいは織布、縫製といったような段階の製品につきましては、もう当然に能力としても国内の自給能力を上回る設備を持つておられますし、その強みといたしまして労働コストが非常に低廉である、あるいは国によっては政府としても非常に積極的な輸出振興策をとっておられる、それぞれの事情のもとに、積極的に輸出市場にも出てまいっております。また紡績、織布、縫製以外にも、合繊関係でもファイバーの生産、あるいはその原料段階の自給といったところまで進んでおられるというふうな状況でございます。わが国としては、これらの製品に対しまして、内外の市場におきましてこれからもやはり競争を続けていかなければならぬ、こういう状況だと思っております。

翻ってわが国の繊維産業の立場を考えてみますと、技術あるいは品質といったような面におきましては、これは非価格競争力という分野でございますけれども、こういった面におきましては、なおこれらの国に対して十分な優位性を持つておられるというふうな私どもも考えております。賃金コストにおいては差があるわけでございますけれども、先ほどのような国の中でも賃金上昇の比率というものはかなり高いところもございませうし、若干は格差の縮小といったようなことも、将来には予想されるということも一つあるかと思っております。

いずれにいたしましても、今後、当然に設備の近代化等を含めた、コストの低減ということを図る必要があるわけでございますけれども、それに加えて、今回の構造改善法で考えておられますような、製品の高付加価値化あるいは差別化なりといったような方向で、これらの国に対する競争力を強めていくという政策をとっていく必要があるのではないかと、かように考えております。

○渡辺(三)委員 過去において、あるいは現在も含めてありますけれども、日本の国が国として、あるいは日本の資本が、この発展途上国に対して行っております、いわゆる海外経済協力、これはいろいろの形があると思っておりますけれども、そういう海外経済協力の形、または直接の投資によって、発展途上国の繊維産業の発展あるいは設備、こういうものにかかわったケースはどのようなようになっておりますか。

○栗原政府委員 ちょっとお尋ねで聞き取れなかつた部分がございますが、経済協力なり投資に關連したケース……

○渡辺(三)委員 質問の趣旨がおわかりにならなかつたようでありませうけれども、国の海外経済協力というふうな形あるいは日本の個々の資本が、具体的に申し上げますと、東南アジアの繊維産業のいろいろな施設なり設備、そういうものに対して直接投資をした、経済協力をした、こういうふうなケースがあるかどうか、こういうことを聞いています。

○栗原政府委員 担当でございますので、経済協力の中身につきまして、具体的にどの程度ものが繊維にかかわっておるかという数字は持ち合わせておりませうけれども、海外投資の中の相当の部分は、これは民間の海外投資でございますが、その相当の部分は繊維に關連したものが、特に東南アジアを中心に行われておると考えております。たとえば近隣諸国に対しまして直接の海外投資の許可状況でございますが、昨年の九月末現在で、ちょっと合計がございませうが、たとえば韓国に対しましては件数が百件で一億六千三百萬ドル、台湾に対しましては件数が七十六件で三千七百萬ドル、香港に対しましては五十一件で九千四百萬ドル、こういった形で、民間の海外投資の許可といったものが行われた実績がございます。

○渡辺(三)委員 そういふ発展途上国の繊維産業が非常に急速に伸びておると、こういうふうな状況

から、非常に強い意見としては、輸入規制をやらなければどうにもならぬじゃないかというふうな意見があることは御承知のとおりであります。しかし、大臣も力説されておりますように、単なる輸入規制というふうな形では国際的な経済協力関係がうまくいくものじゃない。したがって、秩序ある輸入といえますか、そういうものを考えなければいかぬということは強調されておるわけでありまして、そのことは私もわかるのでありますけれども、実際問題としていろいろな形で、特に民間の投資が多いかと思えますけれども、発展途上国に対するたとえば繊維の設備の更新であるとか、そういう援助、協力と言えは言えるでしょうし、あるいは中身によつては、これは個々に全部調べてみなければわからぬですけれども、自社がもうけるために海外投資をやる、こういうふうないままでの積み上げが、発展途上国の繊維にかかわる追い上げというものになつてきた。そこにも大きな原因があるのじゃないかと私もは見ておるわけです。ですから、一方においては輸入ラッシュで困つており、片方においてはそういう海外投資をやるというふうな状況がこのまま続いていくということであれば、私もそこに非常に大きな矛盾を感じるわけでありまして、そういう意味で今後の近隣諸国における繊維にかかわる投資をどう考えるのか、こういうことをぜひお聞きしておきたいと思うのです。

○江崎國務大臣 御指摘の点は、確かに私も重要な問題だというふうに認識しております。ただ言えることは、先ほど来局長も申しておりますように、設備の合理化をしてコストをダウンすること、それから付加価値の高いものをつくりませんと、比較的競争力のないような、綿布だけであるとか、毛織物の布地だけであるとかといったようなものでありますと、紡機が糸を引いて織機が織布するといふような形で、これは賃金の安いところにかなはずがないのです。ですから、日本の企業が外に行く場合も低賃金を求めて行つた。そして同じようなものを入れてくる。これは

確かに競争にたえられないわけでありまして、ただ言えますことは、いま御指摘があつたように、そういった中進国との競争という場合に、どうもこれは自由貿易の原則からいっても制限できないばかりか、その国々と日本との貿易バランスは、おおむね日本側の輸出超過という形でインバランスしておるわけです。したがって、どうもとめてとまらない。ただ、今後の一つの見通しとして言えますことは、それら中進国においても、このところへ早急で激進に賃金がアップしておる。このところ、日本が、一方では付加価値の高い知識集約型の国民的ニーズといいますが、これは世界と言つてもよろしゅうございしますが、消費者ニーズに合った製品をつくる努力をしておる、一方は従来の形で追い上げてはきておるが、賃金コストが相当高まりつつあるということであれば、もうしばらくこのところを切り抜けていけば、日本の企業にも相当競争力が出てくるのではなからうか。これを急ぎながら、今後の新法でできるだけきめ細かな対策をしていこうというふうに考えておるわけでありまして、

○栗原政府委員 制度的な面につきまして一言補足をさせていただきます。現在、海外投資につきましては、原則はOECDの資本取引自由化コードに基づきまして、自由化されておるわけですが、特に国内産業に重要な影響を与える場合としまして、繊維につきましてはは特例が設けられておるわけで、これは昨年四月から実施をいたしておりますけれども、外国為替管理法上、特定国向けの繊維の一定限度以上の海外投資につきましては、許可を要すべきものというようにされておるわけで、この許可制度の運用を通じまして、今後のあり方につきまして、私も十分注意をまいりたい、かように考えております。

○渡辺(三)委員 これは繊維に限らず、たとえば弱電のような分野においても、かつて日本では相当積極的、たとえば韓国に対しても、台湾に対してもそうでありましたが、資本の投下をや

りながら、日本が技術の育成をやつた、そういう面すらなかつたわけではない。それがそういった国々の技術水準の向上あるいは経済力の向上の中で、いま追いつけられていく羽目になっておるわけでありまして、こういう点については、今後のあり方について十分に慎重を期していただきたいというふうな考えをしておるわけです。

○栗原政府委員 私どもといたしましては、繊維事業者の事業転換の全部を必ずしも把握しているわけではございませんけれども、中小企業事業転換対策臨時措置法に基づきまして、各都道府県知事がこれまで認定を行いました事業転換計画、これが百三十二件ございしますが、そのうち四十三件が

織維事業者からの転換計画ということに相なっております。この転換計画の中で転換先でございますが、織維関係以外の製造業が十、織維関係の製造業が七、卸売、小売業が八、飲食業、旅館業等が十八、こういったような数字に相なっております。

○渡辺(三)委員 局長では若干この問題については答弁しにくいと思つたから、いまの転換問題

織維事業者からの転換計画ということに相なっております。この転換計画の中で転換先でございますが、織維関係以外の製造業が十、織維関係の製造業が七、卸売、小売業が八、飲食業、旅館業等が十八、こういったような数字に相なっております。

○栗原政府委員 私どもといたしましては、繊維事業者の事業転換の全部を必ずしも把握しているわけではございませんけれども、中小企業事業転換対策臨時措置法に基づきまして、各都道府県知事がこれまで認定を行いました事業転換計画、これが百三十二件ございしますが、そのうち四十三件が

については、いずれ少し時間をとって、十分に議論したいというふうに考えております。

さらにまた、海外投資の問題については、けさ越旨説明がありましたように、海外経済協力の問題が法案として次回に出てくるわけでありまして、その際にさらに具体的に詰めていきたい、というふうにご意見を伺っております。

○橋口委員長 飯田忠雄君。

○飯田委員 このたびの法律改正につきまして、疑問点二、三お伺いをいたします。

繊維工業構造改善臨時措置法という法律は、昭和四十二年七月に最初に立法をされましたから、十二年を経過し、最終改正をされてからでも五年を経過しております。しかも、いまなおその立法目的を十分達成できないという状況でありまして、今日まで通産大臣の承認を受けた構造改善事業計画は、五十六件にすぎないことを聞いております。このような状況でありますのは、結局、政策に継続性がなく、観念的に過ぎるのではないかと、そのために業界が政策についていけなさいではないかと、こういう御意見を漏らす方もございます。この点につきまして政府の御見解をお伺いいたします。

○栗原政府委員 御指摘のように、昭和四十二年から特種法と言われる構造改善法が施行されました、これはスケールメリットを中心に、国際競争力を強化しようあるいは過剰設備を解消していく、こういう趣旨でまずつくられた法律でございますが、この法律の運用に当たりました、まずスケールメリットのもとにおきます近代化ということにつきましては、この構造改善法のほかに、近促進法の構造改善ともあわせて、これはかなりの程度活用もされ、実際に近代化が進められてきたというふうに私も考えております。

さらに、もう一つの目的でございます過剰設備の処理につきましても、対米関係の臨機特設の設備廃棄とあわせて、過剰設備の処理としては、

その時点においては、かなりの程度において実効を見たというふうに私も考えておるわけでございます。

ただ、その後におきまして、オイルショックを経まして、大幅な需給ギャップが生じた、これは高度成長から安定成長への移行に伴いましてのギャップ、あるいはそれに基きます不況の継続といったことからの、大幅な過剰要因というものが出てまいりましたために、一つは過剰設備がさらに出てきたという現象が目につくわけでございませぬ。しかしながら、これはそれまでの政策の足らなかつた点という意味ではなくて、新しい事態の発生という意味での過剰設備の発生というふうな、私どもとしては考えておるわけでございませぬ。

一方、今回の構造改善法でございますが、やはりオイルショックを契機にいたしましたこの新しい事態におきまして、従来型の、国際競争力強化だけの路線では、これからの内外の、特に後進国からの追い上げを前提にいたしまして、日本の繊維産業というものが対応し切れないという立場から、異業種間連携、知識集約化といった形での路線を走り始めたという経緯に相なっているわけでございまして、私どもといたしましては、これが過去におきます同業種連携、競争力強化方式とや路線が異なりますために、業界としての受けとめ方に多少ためらいがあったという点は否定いたしませんけれども、この路線自体はやはり今後わが国として、どうしても知識集約化の方向において続けていく必要があるし、これ以外に方法はないのではなからうかという信念を持って進めておるところでございます。

○飯田委員 それでは次の問題に移りますが、このたびの法改正案を見ますと、金融対象条件の範囲を、産元、親機を含めた共同体的にしております。この問題は、一面では末端織物業者の金融還能力の不足を保障する責任を、産元や親機に負わせる、そういう機構である、こういうふうにごえられまして、評価すべき点もあると思われませぬ。

が、他面におきまして、輸出入業者の負担すべき為替相場の危険負担を、産元、親機を経まして加工賃低下という形で末端業者に責任を負わせておる、そういう仕組みを今後もお保存し、法的根拠を与えていくという結果になるのではないかと、こういう批判がなされております。この点につきまして、政府の御見解をお伺いいたします。

○栗原政府委員 今回、産元、親機等につきまして構革の対象にいたしましたのは、この持つ商品企画なりあるいは情報収集機能といった知識集約化の機能に着目をいたした、そういう意味での、ふさわしいグループづくりというものを頭に置いたわけでございませぬが、ただいまおっしゃられたように円高に伴います為替リスクの転嫁との関連でございませぬが、こういったグループが仮に結成されれば、第三者に対しては、産元と子機というものはむしろ一体となつて、共通の利害のもとに行動するという意味合いも出てまいりますので、必ずしもそのリスクの転嫁を受け入れるというたてまえのもとに、運用されるべきものではないというふうにご意見を伺っております。

○飯田委員 いまの問題でございますが、金融をその場合に、もちろんいままでの小さな零細企業では返還能力がございませんので不安でございますが、その保証を産元とか親機がするという意味では、先ほど申しましたのですが、しかし現実には、その借金を返す人は末端の業者なんです。産元が返してくるわけではございませんので、保証人の責任は持たせてくれた。そこで、結局金融というものが比較的容易になる。容易になつただけ、それだけ末端業者の責任は重くなつてくることになるのではないかと。こういうことで、結局弱い者に入れることによってこれを支えて、強者の責任を弱者に負わせてしまう結果になりはしないかというご意見を伺うておる人がありますので、お尋ねしたわけでございます。

たとえば、これは問題がちよつと違うかもしれませぬが、播州産地におきまして、近年における発展途上国の追い上げと、円相場の高騰その他の影響を非常に受けまして、このまま放置すれば、この地方の織物業は衰亡してしまうのではないかと、何とか対策を講じてほしいという現地の訴えがございませぬ。そこで、今度の構造改善法の改正をすれば、この播州産地のような輸出向けウエートの高い産地、こういう産地における問題解消ということになるだろうか、こういう点につきまして、政府の御見解を承りたいのであります。

○栗原政府委員 御指摘の播州産地でございますが、先染めの綿、合織物の特に輸出比率の非常に高い産地だ、これは八割も輸出しておるといふふうに承知いたしておりますけれども、そういう意味で、特に昨今の円相場の高騰によりまして、輸出面で、近隣諸国との輸出先での競合というものが、非常に問題になってきているということであらうかと思ひます。

こういった情勢に対応いたしましたして、現在私どもの承知しておりますところでは、播州産地のあり方につきまして、地元でも検討が進められていられるというふうにご意見を伺っております。これによりまして、やはり中長期的に発展途上国との競合を回避するために、品種の転換なり市場転換なりを目指しまして、そのために素材を多様化し、あるいは商品開発を進めるといったことが必要であるという方向を、検討しておられるようであります。こういう考え方につきましては、織工審の答申等に示されましたような、知識集約化の方向に合致する方向であるというふうに私も考えておりますし、妥当なものだというふうに私も存じておるわけでございませぬ。

○飯田委員 このたびの改正法によりまして、アパレル産業の問題を取り上げております。繊維産業の構造改善にアパレル産業を参加させる、これは一つの新しい案だと思ひますが、問題は、その具体的な方策がわからないのではないかと。たとえば播州織につきましても、アパレル産業をどのように構造改革として参加させるのか、これは非常に

むずかしい問題であろうと思ひます。この点についてどのようにお考えになつてゐるのか、お尋ねをいたしたいわけですが。

播州織の産地の方からの意見を聞いてみますと、産地の中小企業の中核組織である産地組合を活用することが必要だ、こういうような意見も出ておるのですけれども、こういう意見は余りにも抽象的な意見で、具体的にアパレル産業との関連づけにはならないように思ふのですが、政府の方で何かうまい御指導の方策はございませうか、お伺ひいたします。

○栗原政府委員 産地が今後どうあるべきかという点について、まず産地の方が自主的に、先ほど申し上げましたようなことにお考えをいただいておるといふことでございませうけれども、播州のような素材の産地にアパレルというものをどう結びつけていくかという問題でございませうが、産地内の結びつきとして、播州の中で企業的に一、二結びつくといふようなケースは当然あり得るし、あつてしかるべきかとも思ひますけれども、そういう素材産地が、即全部アパレルと全面的にその産地において結びつくこと自体が本望に望ましい、いい方向であるかどうかということにつきましては、相当慎重に検討してみなくてははいけません。相対的な感じも、実は持つておられます。むしろ、それよりも、素材産地は素材産地として、別の地域におきます、もっと消費者ニーズに近い場所におきますアパレル産業と結びつくといふような形での発展というものは、当然本筋としては考えるべきことではなからうかといふような気もいたしますし、その点につきましては、なかなか一義的には申されないとこころかといふふうにお考えをいたします。

○飯田委員 播州産地の問題につきましては、非常に困難な問題があると思ひますが、播州産地では、現行法のもとで、産地ぐるみで何とかして知識集約化を進めていきたいといふことで、努力をして模索しておるようでございます。ただ、どうしたらいいかという点が明確でない。そこ

で、政府の方の御指導によりまして、その点を明確にするともに、積極的な援助を加えていたたい、播州産地というものを構造改善の理想型といふことにしてもらいたい、こういうのが現地の要望でございます。

○栗原政府委員 播州産地は、私も承知しておりますところでは、これは非常に特別のケースであると思ひます。産地ぐるみで構造改善を進めていられたいという産地として非常に特異なところであらうかといふふうに私も考えております。

これを實際に進めていかれるためには、産地全体を取りまといはれるという意味で、いろいろ産地としての御苦労が非常に大きいことだといふふうにお考えをいたしますけれども、もちろん産地ぐるみの構造改善自体が、今度の構造改善の典型例といふわけでは必ずしもございませんで、一つのグループを構成すると、それは必ずしも産地ぐるみを目指すものでもないといふことは、御承知のとおりでございますけれども、播州のような産地ぐるみで構造改善を行つておられるというの、これはある場合には他のモデルにも十分なり得るようなケースでもございませうし、この御熱意というものは、非常に他の範にするに足るというものでもございませうので、私もいたしましても、今後、こういった構造改善の制度を改める機会におきまして、他のPR等も含めまして、できるだけ積極的に、そういった意味での趣旨の広報に努めたい、かように考えている次第でございます。

○飯田委員 次の問題に移りますが、近年の織物の技術開発というものは、超自動織機といったような産産機種に偏してまいりました。そういうものを現地では購入いたしました。その余剰機を処分するということに非常に苦慮をいたしてきております。

ところが、今後の業界のあり方は、需要の多様化、高度化傾向に伴ひまして、それに対処することが必要だ。そうなつてまいりますと、そういう多様化、高度化傾向に伴う機械、こういうものを開発していかなばならないわけですが、そういう機械の開発というものは、現在わが国ではどの程度に進んでおるのか、またそれは現実に実現可能なのか、こういう問題が業者にとっては重大な問題であらうと思ひます。この点について、政府の方の御調査の結果をお伺ひしたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 繊維産業と繊維機械産業とは、お互いにフィードバックの関係にあらうかと思ひます。そこで、ただいま先生から御指摘のございましたように、やはり繊維機械産業の立場から見ますと、繊維産業というものがどういふ方向へ移つておるのか、つまり、ニーズがどういふ方向へ転換しておるのかといふことを、常時把握する必要があるかと思ひます。

〔委員長退席、野中委員長代理着席〕
私も同様にいたしましては、そういうマインドで繊維機械業界の指導に当たつてゐるわけでございますが、現実の状態を申し上げますと、機振法という法律が昔ございました。その後機電法という法律になりました。現在は機情法という法律に移つておりますが、従来から、こういった流れの法律の過程におきまして、繊維機械産業を特定の機械に指定いたしました。高度化を促してまいりましたところでございます。特に、昨年成立させたいただきました機情法、特定機械情報産業振興臨時措置法、この中におきまして繊維機械を、先ほど申し上げました新しい繊維産業のニーズというのに対応した形で、合理化、高度化ができるような仕組みで政令の指定をいたしております。今後そういう方向で指導してまいりたい、かように考えているところでございます。

○飯田委員 これは現実にはどういふ機械があるかということが私は問題だと思ふのです。現在業界は、従来の機械で非常に苦しんでおるわけですが、もしそういう高度化、多様化の要求に応じ得る機械というものが現実にできるものなら、これは非常にいいわけですね。

そこで、私が伺ひたいのは、そういう機械をつくるだけの技術開発の見通しが一体あるのかどうかという問題です。見通しがあれば、業界はいましばらくがまんをしてやつていこう、こういうことになりませうか、見通しもないのがまんをするといつても、これははなはだ先が暗い。それで、そういう機械がつかれる見通しといふものは少しもあるのかどうか、また、大体どのくらいのものかといふことをお尋ねするわけでございます。

○森山(信)政府委員 端的にお答え申し上げますと、先ほど申し上げました機情法によりまして特定機械の指定は、幾つかのカテゴリーがございませうけれども、繊維機械につきましては、高度化という目標を掲げまして指定をしてゐるわけでございます。したがつて、現時点におきましてはニーズに対応することが大変むずかしいものでございませう。機械業界全体の立場から言ひまして、これを高度化しなければならぬ、あるいは合理化をしなければならぬといふものにつきましても、政策目標を掲げまして、それに一つでも近づかうに努力してまいりたい、こういう感じでございます。したがつて、ほつておけば、黙つておけばなかなか達成できさうにない、というのが現実だと思ひますけれども、政策目標を掲げることによりまして、一つでもその実現に近づきたいといふのが私どもの念願でございます。

○飯田委員 政府の御意願はよくわかりました。問題は、これから五年間法律を延長するわけなんです。この法律を五年間延長する間にそれが可能なのか、あるいは余り可能でないかという問題は、業者にとっては重大な問題だと思ひます。まあ政府の方の御方針は、そういう御念願の問題で事が足りるでしょうけれども、実際の業界というのは、そうした抽象的な問題ではもう不安だまらぬ、これは現実であらうと思ひます。

いうものを飾らせているのではないか。ですからそういう点で言えば、私は繊維産業の将来性というものについて、やはり一定のビジョンといましようか、方向といましようか、そういうものが明らかになっていくということが非常に重要なことなんじゃないか、こう思うのですが、いかがでしょう。

○江崎国務大臣 全く同感であります。そういうことが今度アパレル産業を振興しよう、資金はわずかですが、民間と出合せて、まずその根底をなす人材育成から始めようというところに着目をした理由であります。

おっしゃる通りに、今後の繊維の見通しはいかんといい点は、それは個々の業者にしてみますと、非常に重要な点なんです。ですからやはり、高付加価値と一口で言うことで簡単ですが、一体どういうものを創出したら、アパレル、アパレルと言われどもどういふものがあるのか、たとえばエネルギー節約でノー上着というならば、どんなシャツが売れるのか、これは人材によつて生み出されるものですが、本当にそれが国民的ニーズに合うのかどうかということが決まらぬものにまさか取り組むわけにまいりませんね。今後やはりよく組合がお互いに知恵を出し合ったり、またお互いが研究、工夫をしながらいく、そういう意味で、今度の改善は役に立っておりますと思いますが、長期視点に立てば一億一千万人の消費者を持つておる産業でありますから、決してそう悲観するものではない。ただ、創意工夫のないもの、知識集約型でないものは、これはやはりどうしても中途途に追いつけられない、消費者ニーズに合ったもの、どうもそういうところが結論のように思います。

○清水委員 いまの大臣の御発言とも関連をしまして、どうしても必要なことは、これから五年、五十九年六月をめどにして、今度こそ根本的な構造改善の推進に当たるといふことだろうと私は思

ます。そこで、そうだとすれば五年後の産業ビジョン、五年後にはこうなるんだ、あるいはこうしなければならぬんだといったものが、ある程度描かれていなければいけないんじゃないか。単に口の上で、知識集約型に転換をしなければならぬ、あるいは高付加価値製品を生み出さなければならぬといったことだけでは、大臣の言われるとおり、業界が果たして本当に飛びついてくるかどうかという問題にぶつかるといふんじゃないか。日本の産業構造の中に占める繊維産業というものの位置づけ、同時に五年後の繊維産業のあるべき姿、そしてそういうことを達成することが、実は将来、洋々たるということにはちよつとオーバーかもしれないが、前途を展望することができるのだ、こういう意味で、やはり関係業界の積極的な意欲を振起させるあるいは取り組みを促すということがないと、はくは十分だとは言えないんじゃないかと思ひますが、どうでしょう。

○栗原政府委員 現在政府で持っております新経済社会七カ年計画というのがござりますが、この期間の年平均の国民総支出の伸びというのは、六〇前後を想定していると思ひます。一方、個人消費につきましては、若干低い五〇前後というものを頭に置いておるわけにござりますけれども、この期間中いろいろ内容は流動的だろうと思ひますし、予測的数値と実績というものを、具体的に個々の産業において、個別に展開するという事はなかなかかまわずかじゅうござります。そういう意味におきまして、これをそのままとるわけにはまいたらないわけにござりますけれども、私どもが織工審等におきまして議論をいたしました、大まかな将来の姿というものを申し上げますと、やはり繊維の内需の伸びというものは、個人消費の伸びよりもかなり低くなるのではないかと。現在の被服支出の伸びも若干低下しておりますし、そういう意味で、内需の伸びは三〇程度といったものを一応想定してはどうかというふうな考え方をいたしております。そういう状況のもとで、内需はその程度の伸び。一方、輸出につきましては、今後

高級化を指向していくわけにござりますが、数量的にはやはり減少せざるを得ないと思ひます。さらにはまた輸入につきましては、漸次数量的には増加するということも予想せざるを得ない。こういう状況で考えますと、大まかに申し上げて、全体の生産の伸びというのは、横ばいという程度のことを見込まざるを得ないだろうというふうにごえております。

一方、その中身といたしまして、天然繊維というものがやはり少し減つて、化学繊維、合成繊維というもののシェア、現在でも半分ほどござりますけれども、それがさらにもう少しふえるのではないかと、こういつたような全体としての姿の中で、先ほど大臣からも申し上げておりますアパレル産業、この分野が先進国型に近づいていって、漸次ウエートを増していく、そして川上部門が少しずつ全体の中のシェアを減らしていく、こういう型に全体の姿はなるのではないかと。うふうに考えております。

○清水委員 大臣も局長もアパレル産業について触れられておりますから、後で少しとめてその点についてはお尋ねをするつもりでおります。これは参考までにちよつと大臣に見解を承りましたのですが、つい先年、先年というより、去年までの不況の代名詞と言われていたような繊維産業、これが、全体として業績の向上というものが徐々に図られてきています。ある面では予想以上の状況を現出している。そういう意味で私は非常に好ましい傾向だと思ひますが、この繊維産業が、合戦から始まって、綿糸にしても紡績にしてもそうですけれども、全体として業績が向上してきてきているということは、これは短期的な現象としてとらえるものなのか、あるいは中長期的に展望することができるとごらんになっておるか、その辺ちよつと聞かせてください。

○江崎国務大臣 これは先ほどから局長もお答えしておりますように、昨年来の場合は、夏が例年より暑かった、消費が非常に伸びた、こういう助けがあったことは否めないと思ひます。それ

から、物価が従来よりだんだん安定度が増してきただということも、消費意欲をそそいだということもあるかと思ひます。しかし、繊維業全体から言いますと、やはり設備廃棄を伴う構造改善をしなければならぬ、その設備廃棄も二〇％程度は最低考慮しなければならぬというわけですから、中長期的に、いまの状況でも好転したのだなどはとうてい言えない状況にあるという認識でございます。

○清水委員 それでは次に少し具体的に聞いてみたいと思ひます。繊維工業の定義を改正をして、新たに産元、親機を対象事業に加える、こういうことになったわけですが、まずこの点に触れて最初に聞いておきたいのは、四十九年の改正の際に、産元、親機を事業対象から外しているわけですが、全く検討がなかったわけではないと思ひますが、除外をしているその理由をお聞かせを願ひたいと思ひます。

○栗原政府委員 当時の検討を私詳細に承知しているわけにござりませんが、やはり流通部門を担当している分野についての企業の認識というものが、現在ほどは強くなかったということが一つあるかと思ひます。と同時に、流通についての物の考え方について、産元のその地域なりなんなりにおきます影響力についての見方について、それぞれ心配も若干あったというふうな推測もできる次第でござります。

○清水委員 率直に言つて、産元あるいは親機の機能というものを考えた場合、下請等から見るに、ちよつとオーバーかもしれないが、オイルマイナー的な存在であると言えなくはない。産元の持つたたとえば集約的な機能、資金面でも製品代金の受け取りまでの間の立てかえ払いをするなど、ある意味で下請の生殺与奪の権というところ、あるいは含むというより、これをグループのリーダーとして構造改善を進めるとい

は、物価が従来よりだんだん安定度が増してきただということも、消費意欲をそそいだということもあるかと思ひます。しかし、繊維業全体から言いますと、やはり設備廃棄を伴う構造改善をしなければならぬ、その設備廃棄も二〇％程度は最低考慮しなければならぬというわけですから、中長期的に、いまの状況でも好転したのだなどはとうてい言えない状況にあるという認識でございます。

○清水委員 それでは次に少し具体的に聞いてみたいと思ひます。繊維工業の定義を改正をして、新たに産元、親機を対象事業に加える、こういうことになったわけですが、まずこの点に触れて最初に聞いておきたいのは、四十九年の改正の際に、産元、親機を事業対象から外しているわけですが、全く検討がなかったわけではないと思ひますが、除外をしているその理由をお聞かせを願ひたいと思ひます。

○栗原政府委員 当時の検討を私詳細に承知しているわけにござりませんが、やはり流通部門を担当している分野についての企業の認識というものが、現在ほどは強くなかったということが一つあるかと思ひます。と同時に、流通についての物の考え方について、産元のその地域なりなんなりにおきます影響力についての見方について、それぞれ心配も若干あったというふうな推測もできる次第でござります。

私は、基本的に言つて、繊維産業あるいはアパレル産業に優秀な人材を吸収し、あるいは確保するということのために、産業自体にきつきも触れたような将来性とか魅力がなければならぬ。そういう魅力ある存在というのが、やはり一つの大前提になるんではないかと思ふ。その点で言うと、最近仄聞をすると、大学等の繊維学部などでは、志望者が減退をしようといふようなことが言われております。これでは、つまりそういう状態では、有為な人材を確保するあるいはすそ野をしっかりと固めていくということにならないんじゃないかというふうな気がするものですから、学校教育との兼ね合いで、将来にわたる人材の養成といったようなものを、どう配慮されているのかお聞かせ願ひたい。

○江崎國務大臣 これは現実的な、重要な御指摘だと思ひます。従来の繊維関係学科の学生諸君は、紡績であるとか織布工場であるとか、盛んなところにはしきりに実習に出ていたものです。ですから、人材養成の一環として、もとより大学にそういう学科を置く、たとえばデザインなんか当然必要ですね。また現在、芸術大学等でデザイン科を設けておるところもござります。特に服飾部門の新たな学科を設けることも当然必要でしょうし、あるいは従来あるものを利用することも必要です。大学などは緊密な連携をとつていくことは、これももう御意見のように活発にやらなければならぬことだと思ひます。

○清水委員 いまの点で、たとえば文部省と具体的な御相談をなさつておられますか。

○栗原政府委員 非常に具体的な相談までには至つておりませんが、この法律を改正するに際しまして、文部省に対しても説明も行ひ、今後とも十分連絡をとつてまいりたい、かように考へております。

○清水委員 また別な面でも、国なり都道府県に、さまざまな試験研究機関というものが設置をされておりますが、これらの機関を、人材育成という点で、特段に位置づけるというような考へえはあ

るのでしようか。

○江崎國務大臣 いままででも国立あるいは県立と、いろいろありますね。これはもう当然いまでも役に立つておるわけですから、今後こういう機関を、アパレルの人材養成に結びつけることは、大事なことだと思ひます。これは一例であります。愛知県などの場合は、たまたま県立の繊維試験所がありまして、それを今度のこの法律だとかあるいは産地中小企業振興対策などと結び合わせて、県立のファッションセンターをそこへ併設しようというふうな構想もあるというふうな聞いております。ですから、今後とも十分川下との兼ね合いで、活用されなければならぬというふうな考へます。

○清水委員 往々にして従来の試験研究機関は、たとえば織機の改良といった、川上関係に重点が置かれていて、いまいみじくも大臣が言われるように、川下に対する配慮と言ひましようか、非常に薄かつたと思ひます。アパレル産業のキャラクターと言へるかどうかわかりませんが、多種少量生産あるいは高付加価値製品を生み出すなければならぬ、こういう機能にふさわしい役割りというものを、試験研究機関が担つていくということが、もつと積極的に位置づけられていくべきじゃないか。そういう点では、いま愛知県等の例が述べられました。通産当局として、一回全国的な視野で考へてみたらどうかという気がするわけでありまして、いかがでしょうか。

○江崎國務大臣 清水さん、先ほどからなかなかいい御提案をいただいているわけですが、これは積極的にやらなくてはならぬと思ひます。先ほど局長が話しましたように、文部省と予算獲得について話し合つたということは大変結構なことですが、その後まだ話が進んでいないとすれば、これはやはり活発にやらなければ、なかなか実効は上がりませんので、いま御意見は局長以下も一緒に聞いておるわけですから、十分ひとつ現実の問題として御意見を取り入れて、積極的に結びつけをやりたいというふうな思ひます。

○清水委員 さらにアパレル産業に関連をして、一つだけ聞いておきたいことは、これは、縫製については大部分下請に依存をする、こういう傾向が強い。ですから設備投資をしなくても、あるいは設備投資といふことを考えなくても、企画力さえあれば企業化ができる、こういう性格の業界です。それから、ほつておくと企業が乱立をし、過当競争に拍車をかけるといったことが、一面では起こり得るんじゃないか。したがつて、これに何らかの行政指導を加える必要がありはしないか。また同時に、個々のアパレル産業を構成する個別企業といふものは、非常に零細性が強い。したがつて、たとえばこれの協業化とか共同化といったような点に、かなり力を入れるという方針があるわけでありまして、必ずしも零細のところへ届くようなPRがいままでない。この点はさつき局長もこれから一生懸命やるんだと言われているが、この点を特に強化をする必要があるんじゃないかというふうな気がするのでありますが、どうでしょうか。

○栗原政府委員 アパレル産業につきましては、御指摘のように特に数が非常に多い。特にまた新しい産業でござりますので、非常に入れかわり競争の激しい業界でござります。この中で私どももいたしましては、やはり今回の構造改善法の制度の中で、知識集約化を目指しましたグループづくりに、この知識集約化を、当然このアパレル産業も重要な一環として進めていくことがまず第一でございます。特に小規模の企業につきましては、産地の小規模繊維事業者に対しての技術指導を含め、さらに今回の、小規模事業者に対しまして共同施設の助成も含めまして、積極的にこの関係の制度を活用していただくように努力をいたしました。かように考へております。

○清水委員 次に、二次加工についての取引関係についてお尋ねをしたいと思います。私が言うまでもなく、今日取引条件の近代化といふものが非常に強調されている。強調されているということは、そうならないといふことを、裏書きをしているわけなんです。政府として、

現状の取引関係について、どのような点に重大な問題があるか、その認識のほどをまずお聞かせいただきたいと思います。

○栗原政府委員 現在の繊維産業は、わが国におきまして、特に非常に歴史の長い産業でござります。この取引についてはいろいろな昔からの伝統もあり、困難な点がござります。具体的に申しますと、たとえば今回の答申でも指摘されておるように、取引の問題をいたしまして、まず返品率が高いとか、あるいは手形サイトが長いとか、書面契約が必ずしも十分行われていないとか、いろいろな問題点が指摘されております。さらにこういった取引慣行の問題があるために、生産段階あるいは流通段階が、お互いに協調して発展していくような基盤がなかなかうまくいかないという、逆の問題点も出てきておるというふうな指摘もされております。

こういった状況におきまして、私どももいたしましては、まず一つはこの不合理と申しますか、近代的でない取引慣行を、合理的なもの、近代的なものにしていくという、一つの考へ方があるわけでございます。と同時に、非常に不当と申しますか、悪質と申しますか、違法と申しますか、そういうグループの取引も別途またあるわけでございます。これらについては、それぞれ別の考へ方に対応していく必要があるんじゃないかというふうな考へておるところでございます。

○清水委員 たとえば、いまの答弁の中にもある、書面契約がない。これはやはりそうさせなければならぬ。必ず書面による契約というものを履行させるというふうな、具体的な行政指導についてどう考へておられるのか。あるいは、全体として取引契約の不明確性というものがあつて、中には、単価が後で決められるといったケースも指摘されておるわけですが、ですから、改善させるのだと言われるわけですが、これもわかり切つてのことなんです。どう改善させるか、古くして新しい課題なんです。急に起つてきておる問題ではない。ですから、この辺のところも

うちよつとはつきりさせてもらいたい。あるいは不当返品、勝手に検査基準をつくって、そして不合格品を押しつけるというやり方もまかり通る。こんなことをされたら、下請は成り立つわけがないですから、こういう点についてやはり改善を要するとか、困った現象だとかいうことではなく、具体的に、どう行政指導を強化して改善を図らせるのか、この辺の所信を披瀝していただきたい。

○栗原政府委員 先ほどお答え申し上げましたうち、まずこれは絶対にかぬというカテゴリーのことがあろうかと思えます。これは、たとえは不当に優越的な地位を乱用して、不正な取引に該当するような行為をするといったようなこと。不当な返品もそれに該当する場合もございまして、うし、そのほかいろいろなケースがあり得ると思えますけれども、こういった独禁法体系の中で、不正取引に該当するような行為、これはこの体系のもとで、当然しかるべく対処をされるべきものだと私も考えております。と同時に、また下請関係にあるものについては、下請代金支払遅延等防止法といった法律もありますし、その体系の中ですら定められた手続は、当然経ていただく必要があると考えております。

こういった形での法体系の中で取り締まりをされるべき行為は、それぞれの官庁とも御相談をいたしまして、対処いたしたいと考えておるわけでありまして、それ以外に、より望ましい、あるいはより合理的なというグループの扱いが実はあるわけございまして、これが長年の伝統の中で、それぞれある意味では不合理なんですけれども、合理的な面も取引の中であり得るのかもしれない、なかなか一挙に解消できないという形、現在も残っております。これは、やはり強制的という形ではなくて、業界全体の総意の中で、みなそれをやめていくという合意を形成しながら、漸次解消を図っていくという方向がよろしいのではないかと考えております。

て、具体的に申しますと、繊維取引近代化推進協議会という協議会を五十一年に結成いたしました。関係の五十団体が一参加をしておりますが、こういう中で繊維取引の近代化憲章をつくり、書面契約の履行を図る。あるいは最近におきましては、個別業種ごとに取引上の指針をつくっていく。これは毛織物の関係でございまして、これも、業種別の取引指針も考えていくといったようなことで、一挙にとは参りませぬけれども、漸次改善を図ってまいりたい、かように考えております。

○清水委員 推進協議会を舞台にする自助努力を促す、これは当然に必要なことですが、同時に、たとえは中小企業団体組織法の十七条であります。たか、こういうものを活用をさせて、たとえば発注者団体と受注者団体が話し合う、つまり交渉をして、いわゆる適正な取引は基本的な加工賃というものを協定するといったような条件を、醸成をされるような指導というものが、今後重視をされてしかるべきではないかと思えますが、どうでしょう。

○栗原政府委員 御指摘の点は、私どもも全く同感でございます。団体法に基づきます安定事業なり、あるいは組合協約といったような規定を活用しまして、こういった取引の適正化というものを推進していくということ、私どもとしてもぜひ指導、助言してまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 次に、労働省も見えております。いわゆる下請単価あるいは加工工賃の適正化を図る社会的な基盤というものを醸成する、こういう立場で、少なくとも主要な労働条件、たとえば最低賃金であるとか、年間休日数であるとか、残業割増し賃金であるとかといったものについては、関係労働組合と、これは全部が労働組合を保持している企業ではありませんが、関係業者との間で協約化する。さらに、欲を言えば、労働組合法による拡張適用でこれを普遍的に広げていく、私は、今日こういうことが必要になってい

んじやないかと感ずるわけでありまして、労働省としてはどういふふうな指導をなすっておられますか。

○花田説明員 お答え申します。繊維工業の労働条件につきましては、労働者という見地からは、先生御指摘のように、最低賃金でございまして、労働基準法というものの、あるいは団体関係でございますと労働組合法というものがございまして、労働者の条件を下から支えるということになっていくわけでございます。繊維産業の場合、比較的女子が多いという点もございまして、いろいろむずかしい問題もあるかと思えますけれども、一応最低賃金条件につきましてはきちんと守る。ことに末端におきましては、労働基準監督機関がございまして、それが臨検をするということによって、その下支えをするというふうなことをやっております。

そのほか、家内労働者につきましては、家内労働法というのがございまして、労働者ではないけれども、それに準ずる性格を持った小さい、個人企業みたいなものの中で、労働者に準ずる性格を持つものにつきましても、たとえば最低賃金に準じた最低賃金の設定、あるいは工賃の支払におおきなように、支払い規定を適用して強制するということ、その保護に努めてまいっております。

○清水委員 仕組みなどは私も十分承知をしております。が、しかし、現実には地方最低賃金審議会、地質と称するところで、家内労働法に基づき最低賃金であるとかあるいは包括的な最低賃金を決めていくことは、これはよく承知をしておりますけれども、私が言っているのは、そうではない、関係労働組合と関係業者との間で、最低賃金を初め、いま言うような労働日数であるとか、残業割増し賃金といったようなものを、交渉を通じて協約化する、そしてできればこれを普遍的に産地に及ぼしていく、横断的にこれを広げていくという意味で、拡張適用の道を講ずるというふうなことに、これは少なくとも、先ほど

来、不正な取引というふうなことが問題になっているのですが、そういう不正取引をそこから改善をしていく一つの下支えになる、そういう社会的な基盤になるということ、もっと積極的に前向きに取り組むべきじゃないか。あるいは、そういう雰囲気、空気を醸成するような指導を行うべきじゃないか、こういうことを聞いているのです。だから、そういう点について少し……。

○花田説明員 御指摘のように、最低賃金条件といいますが、それが労使のお話し合いによって決められることは一番望ましいことではございまして、私どもも、そういう労働組合がつけられて、それが使用者とお話しをして、自分の労働条件を決めるということは非常に望ましいことではございませぬので、たとえば都道府県の労働課ないしは労働事務所などを通じて、そういうことができるように御相談を受けるとか、指導に努めているところでございます。

ただ、世界各国もそうございまして、ようけれども、労働組合の組織化というのはいまも、全体で言いますと三割強ぐらいの組織率でございまして、したがって、いわゆる労働組合みたいな組織をつくって、使用者と話し合っていくことについては、なかなか力及ばないという点があるかと思えます。そこで、それを補助方法といたしまして、そういう組織のないところには、法定の労働条件という形で、たとえば先ほど先生が御指摘になりました賃金とか加工賃につきましても、下支えを決めてしまふ。労使で話し合っても、これは下回ることができないという意味で、強制力があるわけでございますけれども、そういう形で、組織の弱いところの下支えをしていきたいということでございます。

なお、こういうふうな工賃ないしは最低賃金を決めるときには、先生御案内と思えますけれども、一応関係業界、たとえば繊維でございまして、繊維の業界から、組合のあるところは組合、それから使用者の団体という形で委員が出まして、そ

こで十分議論を闘わして決めるという形で、組織のないところにはそういう労働者の意見あるいは使用者の意見を反映させる形で、何とか下支えをつくりたいというふうなことをやっております。

○清水委員 私、労働省には、さらに関係産地等に對して積極的な指導といましようか、助言といましようか、そういうことを県等と連絡の上、強力に推進してもらいたい、こういう希望を申し上げます。

また、同時に、これは労働省の仕事だ、通産はそれほど重視しないんだなということでは困る。少なくとも、やはり企業経営者に影響力の強い通産省がその気になるかどうかということが、いまやらんとしている労働省の政策が、円滑に推進できるかどうかということに、深いかかり合いがあると思うのです。そういう意味で、通産省としては、いま私が申し上げていることについて、どういふふうな対応をなさっているかとされるか、ひとつ決意のほどを承りたい。

○栗原政府委員 ただいま労働省から御答弁がございましたけれども、事は労働省の所管の問題ではございますが、現実には、御指摘のように繊維業者にも非常にかかわりの深い事柄でございますし、私どももいたしまして、家内労働法の趣旨に従いまして、労働省とも密接に連絡をとりまして、御協力申し上げたい、かように存じております。

○清水委員 時間がなくなりましたから、最後に一つ、いわゆる最近強調される、秩序ある輸入という問題に触れて、要望をあげ、また大臣の決意のほどを承りたいと思いますが、実は、せっかく困難を冒して、たとえば構造改善事業等に取り組む。そして、いまある過剰な設備を処理をするというふうなことも、当然付随的に出てくるわけでありまして、需給のバランスをとることによって、産業全体の安定化を促進するという努力を、業界は業界で進めようとしておられるわけですが、

しかし、今日のような、私に言わせればまことに無秩序と思われるような輸入、それは五十一

年、五十二年は横ばいだったが、五十三年がひどかったのだ、これは特異なケースなんだというのではなしに、こういったことが引き続きさらに予見をされるわけですから、そうだとすると、いかに構造改善をやり、あるいは知識集約化の方向を進めてみても、輸入というものが野放しの状況になつていたのでは、やがてまた、二年、三年の間に大変な需給のアンバランスを来し、過剰設備が問題になり、さらに業界全体が成り立っていないかというふうな状況に直面するわけですが、

これらの点については、いままでになる議論があるわけでありまして、大臣の言われる筋も私はわからないではありませぬけれども、しかし、ある特定の品目について、急激に輸入量がふえるなどということは、業種について破壊的な打撃をもたらすわけですから、やはりそういう場合には、もつと商社に對して厳しく自衛を促すとか、あるいは関係相手国に自衛を求めるとか、それだけでも聞かなければ、国際ルールにのっとって、たとえば二国間協定なんということも含めて、対処をするくらいな腹構えを示すときに来ているんじゃないか。そうしないと、やはり業界は安心しないんじゃないか、こういう感じがするのであります、どうでしょう。

○江崎國務大臣 私も個人的には全く同感するところが多いわけですが、ただし、これを国際的な通商関係の上から考えますと、どうも追い上げをしておる国々は、主としてアジア地域の中進国です。この国々とは大変な貿易のインバランスがあるというところで、なかなか思うに任せません。しかし、七七年にはだんだん鎮静化しました。七八年には景気の回復もありまして、また増加傾向にある。この増加傾向がいつまでも続くかというところは、必ずしも定かではありませんが、傾向として中進国の追い上げは否定できないと思つて、

しからばどうするのか。そこで、主として付加価値の低い部門とか、あるいは機械がつくつてくれるもののはどうしても中進国に譲らなければならぬ。当方としては知識集約型のものにだ

んだん限られていく、これも一つの趨勢だろうと思つておられるところが、いまお話になりましたように、特定製品が急激に入ってくる、そしてわが国の市場を乱すんじゃないかということになりますれば、これはそのこうむる影響は大変でありますから、そのあたりについては、局長以下事務当局もしさいに注視をして、行政指導をする。また、相手国に物を言う必要があれば物を言うということも、これはもう国際慣習の中にあることですから、でき得ることであるというふうに思っています。ただ、傾向としては、そのためにアパレル部門に力を入れるとか、知識集約型に構造をだんだん切りかえていくとか、この努力はやはり怠つてはならないというふうに思つておられます。

○野中委員長代理 鼓仲義彦君。先般、この法案の審議がずつと行われてまいりました、この構造改善事業が四十九年から五年たった今日、実効のあつたものがいわゆる五十六グループ、これが非常に少なかったということがいろいろ指摘されております。その理由としては、オイルショック、設備過剰、円高、発展途上国の追い上げ等、実効が上がらなかった要因がいろいろ挙げられておるのでありますけれども、私は逆の立場からこのことをちよつとお伺いしてみたい。

五十六グループ、三千三百七十六の企業が参加したわけでございますけれども、これらが構造改善事業に参加したというところで、通産省が当初の目的とした所期の目的が達成できたかどうか、それを伺いたいわけですね。というのは、この構造改善の目的が、一つは消費者のニーズの掌握にある。特に最近、消費が高級化、多様化、個性化の方向に向かつておつて、非常にニーズがつかみにくいことを含めて、新商品をどうい

うふうに開発するか、また企業間の協調、連携が非常に大事だ、こういうことからこれが行われたわけでございますから、私がお伺いしたいのは、この構造改善事業に乗った五十六グループ、これは通産省の望んだような、一つは知識集約化ということでもしうけれども、好ましい形で機能したのかどうか、これが第一点。それから、五年間おやりになって具体的に成功したのか、成功したならば、実際の中で高付加価値の製品、差別化の傾向というものが具体的にあつたのか、あれば具体的にお話しをいただきたいと思つておられます。

○栗原政府委員 過去行われました五十六グループでございますが、手元に各グループにつきましの成果の資料をちよつと持ち合わせておりましたけれども、全体として見まして、付加価値生産性につきましては、かなり向上を見たという数字が出ておると思つて、さういふ意味におきまして、五十六グループにつきましては、それぞれかなりの成果を挙げているとは存じますが、御指摘のように、予算の割が二割しか使えないような程度の進み方ということでございますし、全体としての進みぐあいは、われわれとしてもはなはだ不十分であるというふうに存じておるわけでございます。

なお、具体的な成果についてどうかということでございますが、端的に、具体的なものとしました形の御説明は、ちよつと申し上げられませんが、けれども、このグループづくりと離れまして、具体的にどういふものが差別化商品であるかというようなことで申し上げますれば、たとえば糸の段階におきましては……

○鼓仲委員 質問にすばつと答えていただければ結構です、時間がありませんから、成功した例がわからなければわからない、あればあると。

○栗原政府委員 はい。それでは具体的な成功例といたしましては、たとえば福井県の三興繊維協同組合でございますけれども、五十年から五十二年までの四年間にわたりまして構造改善事業を実施してあります。実施前の四十九年に比べまし

て、五十二年度で、物的生産性で一六五%、付加価値生産性で一二七%といった実績のあるところがござります。

○穀仲委員 時間の関係で、質問の要旨に明確にお答えいただきたいのでございますが、いまの具体的な問題は、必ずしも明確ではございませんけれども、ではもう少し伺いしますが、通産省としては、この構造改善の方向は、五十六グループの結果からして、将来選択すべき正しい方向だと判断なさったのですか。

○栗原政府委員 今後の知識集約化の方向に沿った方向だと考えております。

○穀仲委員 それでは、きょうはこの問題についてはその局長の判断だけ求めておきます。けれども、ここでもう一点伺いたいのは、先ほど来指摘されておりますように、この構造改善が進まなかったのは、一つはその企業の方が望んでいらつしやる現実にとぐわぬ面があった。一部ではPR不足ということも言われておりますけれども、乗りにくい面があったから今度改善します、こういうことでござりますから、それはそれとして理由がある、こう思います。

それでは私は、もう一步伺いたいのは、じゃその反面、五十六のグループが構造改善をいたしました、その中に、指摘されるべき問題は何かもなかったのかどうか、その点をお伺いしたいのです。

○栗原政府委員 結成したグループにつきましても、それぞれの方で努力をなされ、かなりの成果を上げられたと思いますが、やはり結成に至らざるグループ、事業者につきましても、それぞれ問題があったかと思ひます。これはいま御指摘のいろいろな諸事情もござります。また制度的な面におきましても、先ほど来お答え申し上げておりますような、いろいろな不十分さというものが、その中にはあったかと思ひます。いずれにいたしましても、これらにつきましては今後の反省の材料といたしまして、改善に努力をいたしまして、今回の構造改善を果すものにといたした

い、かように考えておる次第でございます。

○穀仲委員 きょうは、これはちょっとこの辺でやめておきますけれども、私がなぜこの点を指摘したかといふと、今後これを五年間延長いたしますと、そうしてそのようにいたしますと、通産省のその方向によって、繊維産業というものが流れをつくっていくわけですが、しかし、いま私がちょっと聞いただけでも、成功例についての確かな把握がない、あるいはまた構造改善をやった現実についての把握がない。これは、本法案を、構造改善するという意味合いでお出しになるお立場の所管の局としては、私ははなはだ遺憾だということとをここでは指摘しておきます。あえてこれ以上申し上げません。

と同時に、それではそれを踏まえた上で、将来通産省がこの構造改善を進めたいとします、過去五年間に五十六でした、今後五年間で、いまこの繊維産業につきましても三十四万の事業所があるというところが言われておりますが、どの程度までこの構造改善が進むのか、いわゆるどの程度までグループ化が進めば、この構造改善の所期の目的を、法案の趣旨を達したと理解するのか、その見通しについてお答えいただきたいのです。

○栗原政府委員 端的にお答えいたしまして、私どもは数量的なめどというものを現在持っているわけではございませんが、少なくとも現状で用意しておる予算というものが十分活用されるように、あるいはそれが活用されたならば、さらに増額も可能になる状態になるということ、期待しておる次第でございます。

○穀仲委員 きょうはこの問題の指摘はこの程度にしておきたいと思ひます。

次の問題に移りますけれども、次は産元について何点かお伺いしたいと思ひますが、今回の改正案の中で、産元が構造改善の対象になってきています。まず第一点でござりますけれども、この産元という業種でござりますが、通産省はこの繊維産業の中でどのように位置づけ、またどのような役割を持っていると理解しているのか、その辺

をお伺いしたいと思ひます。

○栗原政府委員 産元の数は正確には把握できませんが、私どもの調査の数字といたしまして、九百前後というものが全国的にあるかと思ひます。大企業も多少はございますけれども、中小企業が大部分、こういう存在でございます。これらの産元は、それぞれの産地におきまして金融機能あるいはリスク負担機能を持ちながら、あるいは原材料の支給等も行いながら、賃機等に対しての加工を行わせ、各繊維の分断されましたいろいろな工程間におきまして、その流通の仲介を果たすという産地卸売業を指しているものだ、かように考えております。

○穀仲委員 そうしますと、局長はこの産元というものの立場は、産地産業としては非常に重要だと理解しているのですか。

○栗原政府委員 産元あるいは親機との関連におきまして賃加工しております機屋さんの数というのが、全国的に六〇%に相なるという数字もありません。このうち産元の数が幾らかは、詳細をちょっと私も現在つかんでおりませんが、詳細をちょっと私も多くの部分がそういった形でつながりを持っているということ、現実には産地において非常に重要な役割を果たしているものというふうにご考えております。

○穀仲委員 いま局長のお話のように、産元というものが産地における重要な役割を果たしておる。今回の改正案で、初めて産元というものが繊維工業の仲間入りいたしますか、業界の方はそういうことを非常に喜んでいらつしやるようでございます。そういうことであるならば、通産省は将来にわたってこの産元に対して、どのように発展育成しようと思ひますか、その辺の局長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○栗原政府委員 産元の機能は、産地によってかなり現実には異なっていることは、御承知のこととさせていただきますが、私どもがこの法律改正に際しまして、産元の機能の中で特に評価しておりますのは、産元が、この知識集約化といった全体の流

れの中で、情報の収集機能なり、商品の開発機能というものをもちながら、そういった知識集約化グループの一つの中核といたしまして、これからのわが国の繊維の構造改善の中で、重要な役割を果たしていただく、そういう意味において評価をいたしておる次第でございます。全体の活動の方向がそういう方向に進むように、ひとつ産元としても行動していただきたい、かように考えておるわけでございます。

○穀仲委員 それほど産元の地域における影響性といふますか、立場というものは非常に大きい。先ほどの局長の御答弁の中にも、その地域において、いろいろ弱小な企業の方との関連の中で、この産元という生産活動が行われておる。そうなつてまいりますと、先ほどのお話のようにいろいろな面でリスクをしい込んでおります。その中で、産元が果たす役割りは大きいのです。その点考えますと、やはりこれから産元に対する振興の意味を含めて、何らかの金融面あるいは税制面で、具体的な形で措置を講じなければならぬ、そのようにお考えになっていらつしやいますか。

○栗原政府委員 当面私どもの考えておりますのは、この知識集約化グループの結成に際しての、産元に対する助成という観点からの措置でございます。まして、こういった観点から、産元を今回の法律改正に当たりましては、正式に繊維事業者として位置づけるということとあわせて、税制上の特別措置の対象にもなるということに相なっております。この知識集約化に關連する助成措置の、資金面での中小企業振興事業団等の資金の活用も、当然その意味においては付帯的に可能になるというものが、当面のメリットに相なります。

○穀仲委員 それでは、今度の法案の中に、具体的にアパレル等を通じて人材育成ということが出てきていますけれども、産元等においても、やはり将来のために地場産業を育成する、そういう観点から人材の養成というものは、非常に大事な要件だろつと思ひますのでござります。

が、もしも今後産元等で人材育成を図りたいというようなことが提起された場合に、具体的に今回のこの法案との関連の中で、どのようなことがなされるのか、ちょっとお伺いしたいのです。

○栗原政府委員 今回の人材育成の対象でございしますが、その対象となるべき人材は、必ずしもアパレル産業部門のみに限られたものではございません。繊維製品につきましては、もちろんアパレル段階、製品段階の問題が一番大きいわけでございますけれども、その素材というものが非常に重要な問題でございまして、糸なり織物なりという素材も非常に重要でございまして、そういった関連におきまして、製品の高付加価値化、差別化というものを図りまして、段階におきまして、当然産元段階におきます人材養成というものが、この一環として考えられるべきものというふうに考えております。

○越中委員 それでは、産元から具体的に人材育成について何か相談を受けたら、適産当局としてはどのようなことを考えられますか。

○栗原政府委員 たとえば、産元さんが独自に何らかの研修事業等をおやりになるような場合を想定いたしますれば、講師の派遣でありますとか、あるいはどういった教育技法あるいはカリキュラムをもつてしたらいいかというような意味での、指導助言といったようなことが対象になりますけれども、それから今後の発展のいかんにもよりまして、民間業界としていろいろな形で研修機関等を運用してまいります際に、その中に参加していただくというようにも当然考えられるかと思っております。

○越中委員 それでは、もう少し産元についてお伺いしますけれども、私は、産元というものの地域に与える影響というのは非常に大きいのではないかと。極端な言い方をしますと、産元が倒産しますと、その地域全体の産業といえますか、その地域社会に及ぼす影響は非常に大きなものがある。こうなつてきますと、産地産業としての産元の置かれた立場を考えますと、後ろ向きという言葉が

妥当かどうかかわかりませんが、やはり産元が産地に与える影響を考えますと、もしも倒産というようなケースが起きた場合に、非常に懸念される事態が起きるんじゃないかと。現在、倒産防止共済制度、これが最高限度額一千二百萬。あるいは中小企業倒産対策緊急融資制度、こういうものがございしますが、通常は六千萬、あるいは別枠二千萬、この程度のところとちょっと語弊がございしますが、いゆる数千萬というオーダーの融資でございします。しかし、産元が実際に扱っております資金量というものは、数千萬のオーダーではなく、億のオーダーで倒産の危険が考えられるわけでございます。確かにこれをいまからとやかく言うのはいかかかと思つてございしますが、やはりこのような最悪の事態に対しても、何らかの制度的な、あるいは手続的なものを産産省としてお考えなのかどうか、その辺を伺つておきたいのです。

○栗原政府委員 倒産対策につきましては、先生お話しのように、保険制度その他の対策が用意されておるわけでございますが、私どももいたしましては、各地におきます倒産につきましては、通産局が中心になります。それぞれの時点におきまして関連倒産の防止、あるいはその関連におきます諸般の問題の解決に尽力をいたしておるところでございますが、ただ、産元だけに對して、あるいは産元という趣旨に着目をして、特別の措置というわけには実際問題としてなかなかまいらなげられます。過去において、事例として一村産業という、これはわが國最大の産元でございしますが、これが経営状態が非常に悪化をいたしました、この再建については、通産省としては非常な協力をいたしたということがございします。やはり個々のケースに應じた対応ということに相ならうかと思つております。

○越中委員 どうか個々のケースに對しまして、十分な対応をお願いをいたしておきます。次に、今回の法改正で、初めて産元が繊維産業

の中でその立場が認められた、こういうわけでございますけれども、この法律は時限立法でございしますので、五年先に対する業界等の不安もございします。やはりこういうものを踏まえまして、ただいま局長のお話にもありましたように、将来にわたつて繊維工業の中で産元の立場というものをどのように扱われるか、やはりそれなりの理解の上で今回の構造改善の中にお入れになったと思うのでございしますが、将来にわたつての行政上の取り扱いはどういうふうに考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○栗原政府委員 産元につきましては、先ほど来申し上げておりますように、その持ちます商品開発能力、あるいは情報収集機能といったような意味合いを含めての重要性を、私どもとしては認識しておるつもりでございまして、将来、五年先のこととございしますけれども、その法律の存続のいかんにかかわらず、そういった認識を持って対応してまいりたい、かように考えております。

○越中委員 それでは、この産元等を縮めくる意味でお伺いしたいのでございしますが、こういう繊維産業の持つ特殊性といえますか、どうしても地域産業としてその役割が非常に大きい。その地域に、長い歴史と伝統の中で培われた産地産業、こういうものでありますから、やはり通産省としてのグループ化と同時に、地域産業としての振興ということも、これは今後大事な施策ではないかと、こう思うわけでございますが、いわゆる産地産業、地域産業に對してという観点からとらえたときに、通産省当局は今後どういう考えをお持ちであるか、お伺いしたいのです。

○栗原政府委員 今回の法改正に当たりまして、地域産業と申しますか、産地ごとの特性を十分に反映したような構造改善が行われることが必要だといつたてまえから、産元等についての取り扱ひも今回新たに行つたわけでございます。そういう意味におきまして、今後とも法律の運用等につきましまして、できるだけ産地の実態に即した、弾力的な運用を心がけたいというふうに、ま

ず一つ考えております。

さらに、繊維の場合は、特に産地を形成しておることが多いわけでございます。繊維以外の雑貨等の産地も含めまして、現在中小企業庁におきまして、産地中小企業対策臨時措置法を用意しておられます。こういった全体としての産地対策も含めて、私どもとしては両方相まらまして繊維対策に遺憾なきを期したい。かように考えている次第でございます。

○越中委員 それでは、どうか今後とも産元に対してあるいは産地産業に對して、いろいろな意味でその地域が発展するような施策を講じていただくようお願いをいたしておきます。

次の問題に移らしていただきますけれども、繊維工業は、先ほど来指摘されておりますように、発展途上國の追い上げが急増しております。特に貿易の状態では、糸で五十二年度が一億八千二百萬ドルが、五十三年度は四億五千萬ドル、約二・五倍だ。これは輸入でございしますけれども、織物で五十二年度、五十三年度を比較しますと一・五倍、二次製品でも、五十二年度、五十三年度を比較しますと一・四倍、このように輸入が増加しておりますのでございします。特にこの中で、先ほど大臣の御答弁もちょっとございしましたけれども、綿糸であるとか合繊糸であるとか綿織物、これらの対前年度比の輸入が、綿糸の場合は三・四二倍、異常な輸入の増を見ているわけでございます。こういうことは国内業者にとつては非常に厳しい問題になつてくると思つてございします。本来貿易は自由であらねばならない、この原則は当然であります。が、このような事態になつたときに、適正な輸入であつてほしいというふうな形で、何らかの行政指導的なお考えがあるのかどうか、これが一点。

それから、今後のこととお伺いしておきますけれども、今後このような発展途上國の追い上げにさらされる製品は、どんなものが考えられるのか、考えられるのでございしますら、それをお答えいただきたいと思います。と同時に、それに対して国内の

産業に対してどのような対策を指示なさっていらっしゃるか、その辺をお伺いしたいと思います。

○栗原政府委員 まず、輸入問題の第一点でございますが、先ほど大臣もお答え申し上げましたように、いろいろ国際的な環境を踏まえますと、なかなか直接の輸入制限という措置はむずかしいわけでございます。そういう意味合いにおきまして、仮に将来特定品目につきましての輸入が急増をして、そのために国内で非常に大きな影響が出てくるといような状態に立ち至るようなことがあれば、私どももいたしまして、必要な行政指導なりあるいは関係輸出への自衛要請なりといったような措置を考えていきたい、かように考えておるわけでございます。

なお、今後どういようなものが具体的に問題になりそうであるかというお尋ねでございますが、なかなか具体的に申し上げられませんが、やはり商品としての差別性の少ないものということに相なりましようか、具体的に、比較的値段の安いようなものが、やはり数量としてふえてくるのではないかと、いふふうに考えております。

○数仲委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○野中委員長代理 午後三時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後三時六分閉議

○橋口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 大臣にちょっとお伺いをするのですが、現在政府は、新経済社会七カ年計画の策定を進めているわけですね。そこで、ことしの一月に基本構想は閣議了解ができたというわけですね。近く、五月ごろか、答申もあるということなんですが、その中で、繊維産業というのは、御

承知のとおり先進工業国あるいは発展途上国、これとの絡みというのが強いわけですが、国内でも産地の形成ということによって、地域に密着して、地域経済に重要な役割りを果たしているわけなんです。特に繊維産業は歴史的な産業である。国際的な関係というのが非常に強い。

そこで、通産省も一九八〇年代の通商政策のビジョンの策定に取り組んでいるように、これも何でいっているわけなんです。それから、基本的な問題意識、考え方というものがあろうと思うのであります。それらの点について、ひとつ大臣からお答え願いたい。

○江崎国務大臣 いまお話し七カ年計画につきましては、御承知のようにおむね平均伸び率は六・五％、民間の最終消費支出は、平均伸び率は五・五％強、この辺に置きまして見ておるわけでありまして、御承知のように、この年間の国際的な情勢がどういようなことになるのか。たとえばことしでも、内需が非常に堅調で、経済発展がうまく遂げられそうだと思うところへ、油の問題が起こつてまいりまして、ちよつと今後先行きに不安があるといふようなわけで、そういう不確定要素を除きますと、今後におきまして、その中にいって繊維産業をどう位置づけていくのか、これは簡単に申し上げることはむずかしいと思っておりますが、昨年十一月の繊維工業審議会それから産業構造審議会の場では、昭和五十八年度の需給見通しについておむね次のような見方で一つのコンセンサスを得ておる。

その第一は、内需は緩やかな回復基調を続ける。しかし国民給支出の伸び率を下回って、三％前後で推移するのではなからうか。一方、国際競争力の低下に伴って輸出は減少をする。それから輸入の増加が一方では見込まれる。これは国際協調の面からとらえれば、国内生産の量的拡大はむずかしくなっていく。現状の横ばい程度で何とかいかせなければならぬという計画に立っております。また、国内生産の素材別の内訳を見ま

すると、化学繊維の数量がだんだん増加するので、はなからうか。業種別の構成につきましては、いわゆる川上部門といわれる紡績業、それから織物業等の比重が減少をして、今朝来いろいろ申し上げております、衣服製造業を中心とするところの Apparel 部門に比重が重くなるというふうな、私どもは繊維の位置づけを一応見通しておるわけでありまして、これも不確定要素が多うございまして、一口には言いにくいと思っております。

それから、八〇年代のビジョンをどういふふうで考えておるか、その構想の基礎いかんという御質問でございますが、昨年の十月末に、八〇年代通商産業政策研究会をつくりまして、全省を挙げて目下精力的な検討を行つてきております。五月の下旬に基本的な骨子の中間取りまとめを行ひまして、本年じゅうには産業構造審議会の答申を得る予定となっております。その中で、その中のビジョンにおける繊維産業の位置づけについては、これまで検討中というわけですね。

昨年十一月の繊維工業審議会及び産業構造審議会の場では、昭和五十八年度の需給見通しについて、おむね先ほど申し上げたような方向を打ち出しておるわけでございます。これは繰り返しません。したがって、ひとつ今後鋭意取り組みに努力をしてまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 栗原局長から、いまの大臣の答弁を補足する形でもう少し……。たとえば、合繊がどうだとか糸糸がどうだとかという見通しについて触れたのです。先進工業国あるいは発展途上国、さらに韓国であるとか香港であるとか、そういう中進国との絡みが出てくるわけだから、その競争力を試算してお答えであったのだから、その思いますけれども、その点をもう少し局長から詳しく、いまお答えになったことの基礎になるものを……。

○栗原政府委員 一応、織工業、産構審の五十八年度需給見通しについての数字的なものがあるわけでありまして、内閣ににつきましては、五十八年

度百八十万トン、伸び率いたしましたは、五十二・五十八で四・一％、輸出につきましては、五十八年度四十九万トン、伸び率が五十二・五十八でマイナスイキ、輸入につきましては、五十八年度三十三万トン、伸び率が五十二・五十八で二・二％という内容になっておりまして、全体をトータルいたしました生産の伸びというのは、五十二・五十八の伸びが一・二％ということ、ほぼ横ばいの数字を想定しているというのが全体の輪郭でございます。

輸出及び輸入につきましては、大臣先ほど申されましたように、輸出の競争力が相対的に低下する、あるいは輸入につきましても、低価格品を中心に、漸次増加せざるを得ないという見通しに立っての一応の積算ということでございます。

○中村(重)委員 いまのようなお答えがあったんですけれども、そのとおりにいかない場合は、不確定要素といふものがあつて、それによつてうまくいかなかったんだということになりますね。そういう不確定要素によつての振れといふものがあるにしても、繊維産業といふものを、産業構造の転換の中においてどう位置づけるかという基本的なものが確立していると、そうした不確定要素によつての大きな振れといふものはあり得ないし、あつてはならないといふように私は思うんです。先進工業国といふのは、さらに繊維産業に對して、技術革新その他、発展のための努力をしていくでございませうし、発展途上国もまたそれなりの、さらに前進した施策といふものを講じていく。現在、韓国とか台湾であるとか香港が相当活発に日本繊維産業を追い上げ、国内だけではな

くて、海外において競争力を失いつつあるというのが実態だろつと思つて、ですから、そういうことを念頭に置いて、その上に立っていまのようなお答えがあつたのかどうか、その点いかがですか。

○江崎国務大臣 大変重要な御指摘についての御質問だと思つてお答えをしておるわけですね。繊維そのものが高成長を遂げる産業とは、先行

きちよつと考えられせんね。比較的低い成長率で、横ばいのいけば大要結構だということだと思ひますが、韓国とか台湾とか、そういう国々が急速に追いついておられます。したがって、紡織が糸を紡ぐし、織機が織布してくれるというこ

とになりまして、どうしても日本としては、短期的には、いま御審議を願つておる、要するにアパレル部門に重点を置いていく。長期的にどうするんだということになりますと、これは私、やはり相手国との貿易インバランスがにわかには解消するとは思いませんので、これはケース・バイ・ケースの話であります。やはり分業制度をこれら

の国々と考えてまいりませんと、本当の確たる見通しというものが立てにくくなると思つておる。長期的には、ちよつとEC構想のような、アジア地域におけるエコノミックコミュニティを形成していく必要があるんじゃないか。そういうことも、決してもう議論の時代ではなくなりつつある。特に繊維などの場合は、糸を紡いだり簡単な布を織つたりというだけならば、日本では、労賃の上からいってどうも競争に立てなくなる。もう現に競争力を失つておられます。したがって、そういうことを、このアジア地域において話し合ひをしなが、水平分業の形をどう取り入れていくかということも当然考慮の中に入れていきませんと、場当たり政策のそしりを免れなくなるというふうな考えです。

五日から構造改善事業が施行されて、何回も内容充実をして、そしてさらに期間の延長をやつてきた。同じようなことの繰り返しの中で、少しばかりいわゆる繊維の縫製みたいな形でどうやってきている。そして時限立法になつていっているんだ。私は、繊維産業の歴史性、また重要な意義を持つて

いるということから考えてみると、やはり恒久立法にする必要があるんじゃないかと思つておる。そのことを通産省としては検討していかないのかどうか。恒久立法にすることは正しくない、適当ではないという考え方というものはどういふことなんだらう。それから、時限立法としても、これで終わらだ、もう最後だということだ。この前もそうだった。今度は本当に最後だと思つておるのかどうか。であるとするならば、これは恒久立法というものも必要性がないということになつてくるだらう。先ほど繊維産業のビジョンについて大臣からお答えがあった。そのことを考えてみると、繰り返して申し上げると、繊維産業の歴史性、果たしている重要な役割りからすると、特に労働集約産業であるという点からして、どうしても恒久立法ということによつて、その健全化を図つていくということでないといけないのだからという気がします。いかがですか。

○江崎国務大臣 従来の経緯が、設備が過剰であつたり、これを廃棄したり、どう調整するかというところでだんだん来て、こへ来てまた新たな構想をもつて延長をお願いしておるわけでありまして、おっしゃる意味はよくわかります。しかし、日本の繊維産業というものは、先ほど私は悲観的な一面を申し上げたわけですが、いい面から言ふならば、中村さんがいま言われますように、長い苦難の道を耐えて切り抜けてきただけあります。まだ何といつても、値段の上では競争はできないにしても、品質とか耐久力とか、そういう別な面からいいますならば、十分強い競争力を持つておるということは言えなくないと思ひます。それからもう一つ言えることは、一億一千万人

の消費層を持つておる。幸いわが国は経済的にも他の中進国とは違つてゆとりがあるということ、たとえ去年でも、ちよつと暑い夏になればとにかく繊維の消費が進んで、好感感をもたらずというふうなことも可能なのであります。したがつて今後、おかれておるこのアパレル部門というものに本当に力を入れる、午前中も清水さんから御指摘があつて、私、早速局長とも話し合つておつたわけでありまして、やはりアパレル部門に一億五千万円の予算をつけたから、さあそれでひとつ人材養成だという、かけ声だけでどうにもなるものじゃありません。だとすれば、アパレル部門を本当に盛んにするということならば、数少ないその道の学識経験者であるとか、いろいろな人を寄せ

て、衆知を集めて、今後これを急速に発展させるような方途を講じていく、これはもう大事なことだと思ひまして、今後そういう面に御意を努力してまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員 繊維産業のビジョン、その中でアパレル部門というのに対して相当なウェイトを置いておる。してみると、今回のこの改正法案というものは、やはりそのビジョンに沿つた形、そういうことで御提案になつておるようになつておる。そうすると、やはり時限立法で五年ということなんだから、それでは五年後はどういふ姿になると見ているのですか。

○栗原政府委員 五年後のビジョンにつきまして、先ほど大臣からもお答え申し上げました、昨年十一月の繊維工業審議会、それから産構審の一応のビジョンがあるわけでございますが、これに到達するための量的な構造改善の数字といったようなものは、現在のところめどとしては持つておりません。残念ながらそういう数字的なものはまだ持つておりませんが、定性的には先ほど申し上げましたような、川上部門のウェイトが漸次低下して、川下のアパレル部門が漸次ふえていくといったような形におきまして、日本の繊維産業の構造が少しずつ知識集約型のもとに、再編成されていくという過程を経ているのではなからうかと

いうふうな考えをしております。○中村(重)委員 先ほど大臣のお答えがあつたのだと思つてすけれども、聞き漏らしたのですが、私は、繊維産業のそうした重要性から考えて、恒久立法というものの必要性があるのではないかと、その点にウェイトを置いてお尋ねをしたわけですが、将来のビジョンを置いてお尋ねをしたわけですが、将来的にも、いわゆる質的側面において競争力を強化していく必要がある、そしてなかつてアパレル部門に大きなウェイトを置くのだと言われるならば、やはりこの法律は恒久立法にしていく必要があると私は思つておる。その点を率直にどうお考えになつていらつしやるか、お伺ひしたい。

○江崎国務大臣 これは私からも、また局長からもお答えしたように、当面これだということですが、中村さんが言われます意味もよくわかりますので、十分そういう御意見を踏まえて、今後検討をすることにいたします。

○中村(重)委員 それから国際分業、まあ事実上、国際分業というふうな方向に、好む好まないは別として進んでいるようにも感じます。今回御提案になりました改正法案は、繊維産業というものは、やはり国際分業化の方向を進んでいかなければならぬ、そのためには、いわゆる柱であるアパレル部門に日本は活路を見出して、そういう考え方の上になつて御提案になつておるわけですか。

○中村(重)委員 そのとおりでございます。○中村(重)委員 そうして見ると、国際分業化というのはどういふ方向で進んでいくでしょう。見通しとしてはどうなんでしょうか。

○栗原政府委員 日本の繊維産業の構造から見まして、まず川上の天然繊維の糸の部門あるいは合成繊維のファイバーあるいは糸の部門、こういう部門は、特に合繊につきましては、現在でもかなりの輸出ウェイトを持つておられます。三割以上の輸出ウェイトになつておられますが、こういう分野におきましては、やはり漸次輸出のウェイト

が低下するであろうというふうにはまず考えません。さらに輸入も若干ふえるかも知れません。それから川中、川下につきましては、現在でも輸出はそれほど多くないわけですが、この多量な輸出も、さらに競争力の点から見て、高級化はいたしますものの、量的には減少するであろうという形になることを予想しております。

一方、輸入の方は、川上あるいは川中につきましても、現在ある程度の数量が入っておりますが、これも漸次増加するという形に相なるかと思っております。

全体といたしまして、川上、川中の部門が輸出の減少あるいは輸入の増加という形で、相当程度ウエートを変えていく形に相なるかと思っております。その中で、アパレル部門、川下部門を、場合によっては輸出も可能なような状態にまで持っていく、国内についても、高級化、多様化の路線に沿うような部門については、十分内需を確保していくという形で、ウエートを伸ばしていくというような姿に相なるかと思っております。

個々の分野でどの程度が国際分業の落ちつきになるのか、これは目標ではなくて、むしろ競争場裏における結果の問題であろうかという感じがいたします。

○中村(重)委員 それから、現行繊維法の施行以来の姿を見てはいるのですが、私は商工委員会に所属している期間が長いだけに、ある程度の動きを把握しているつもりなんです。失敗もあつた。見通しの誤り、織機の買い上げなんてまさにその典型的なものなんです。その点は問題点ではあります。もう一つ言えることは、構造改善事業計画というもののどこまで業界が情熱を燃やしているか。それから参加者が非常に少ないということだ。これをどう見ているのですか。どこに問題点があるのか。反省として、制度の枠組みなどというものが厳しく、余りお役所的で、どうにも参加しようにも参加するすべがないというところが一つ言えると思うのです。それから、やはり構造改善事業というものが、大きい企業というものにウ

エートが置かれていて、そうして小さい企業というものはそれに巻き込まれていって、本当に安定した方向になり得ないという否定的な考え、そういうような点もあるのではなからうかという感じがいたします。反省を含めて、どうしてこう参加者が少ないのか、どうして成功しないのか、その点どういう見解を持っていますか。

○栗原政府委員 四十九年に始まりました今回の構造改善、五年目を迎えたわけでございますが、このおくれにつきましての考えられる理由というのは、幾つかあるかと思つていますが、やはり一つは客観情勢が非常に厳しかったということが挙げられようかと思つております。これは、オイルショック以降の長期的な不況の継続、特に一昨年来、円高という状況にございまして、業界も非常に苦境にあえいでおたつたわけでございまして、したがって、前向きな構造改善というものに取り組み余力に非常に乏しかったという、業界サイドとしても余儀ない事情があつたということは、一つ考えられようかと思つております。

しかしながら、それだけではございませんで、御指摘のありましたように、制度そのものについても、やはりこれは地域なり業種なり業態に即したような形での使いやすさというものについて、問題があつたのではなからうかという反省もございいたします。したがって、そういう点につきましましては、たとえば産元、親機等も含めた一定条件のもとには、同業種グループも対象になり得るような改正というものを、今回御提案申し上げている次第でございいたします。さらに、この制度の周知徹底等につきましても、反省するところもございいたします。それらにつきましても、今回意を新たにいたしました、かように考へておる次第でございいたします。

○中村(重)委員 公取委員長、非常に重要な会議に御出席になっておられる中で、無理に時間を割いて御出席いただいて敬意を表するわけですが、まだ恐らく会議が続いておられると思つて、公取委員長にお尋ねをするのですが、不況カ

ルテル全廃という、公取からはつきりそのような発表をしたのでもないでしょうけれども、新聞報道等においては、全廃というニュアンスが流れているわけなんです。ほとんど三月末に期限切れというふうなことになるはず、合議あるいはアルミその他。公取委員長としては、不況カルテル認定の要件というものがもう解消したということになれば、これは当然廃止をしなければならぬわけですが、そこらの認識を含めて、いわゆる全廃をお考えの方なのかどうか。いかがですか。

○橋口政府委員 現在進行中の不況カルテルは、三月末で期限の参ります三品目と、それから四月末に期限の参ります阿更クラフト紙の四品目でございいたします。そのうち、三月末に期限の参ります三品目につきましては、今日の時点におきまして延長の申請がございして、今日の時点におきまして、また通産御当局とも内々相談をいたしました。また、三品目の更新は、なしと申し上げて差し支えないと思つております。

それから全廃の方針を決めたのかということでございますが、これは国会でもお答え申し上げておられますように、公正取引委員会としまして不況要件の有無にかかわらず、不況カルテルは一切認めないという方針を決めたことはございませぬ。もちろん不況要件がいまあるかどうかにつきましては、業界との間に意見のすり合わせが必要になるわけでございます。今日といえども不況要件がある場合には、これは十分検討する必要があるというふうな考へておられます。しかしながら、三月末で期限の切れます三品目につきましては、おむね不況要件が解消しているということにつきましまして、業界との間に合意があるというふうな考へておられます。

四月末に期限の参ります阿更クラフトにつきましましては、まだ多少時間もございしますので、不況要件があるかどうか、将来における価格の動向等も

十分見きわめて対処したいというふうな考へておるわけでございます。理由の有無にかかわらず、不況カルテルを一切認めないという方針はございませぬが、同時にまた、理由のあるなしにかかわらず、不況時には不況カルテルを積極的に認めるべきであるという意見にもくみするものではございませぬ。

○中村(重)委員 不況要件があるかないか、それと関連をしてくることは、御承知のとおり石油価格が非常に上昇しているようでありまして、それと関連して、ナフサの価格上昇というものは、海外において想像以上なものがあるのです。日本はナフサが高くて、何とかしてもらわなければどうにもならないということを合議業界なんか言つておつた。いまむしろ国内のナフサの方が安くなつてきている。高くて競争力がない、こう言つてきたことと関連を考へなければならぬことは、ナフサの価格上昇ということを、不況カルテルを廃止することに関連づけをお考へになるのか、その点は検討の対象としてお考へになつていらっしゃるのかどうか。

○橋口政府委員 不況要件は、御承知のように市場価格と原価との間に不均衡がありまして、損失がある場合に発生するわけでございまして、したがって、販売価格の状況とコストの状況を相互に検討する必要があります。市価の方は、御承知のように徐々にはございませぬけれども回復をいたしておるわけでございまして、一方、コスト面をとらえてみますと、減量経営あるいは金融費用の減少、かつてに比べての円高等の影響で、コスト面ではかなり改善されているというふうに見ておるわけでございいたします。ただ、今後の問題としましては、かつてに比べて相対的に円安の状況が発生をいたしておりますし、それからまたナフサ価格の問題も将来出てくるわけでございいたしますから、そういうコスト面からの上昇要因というものも確かにあるかと思つております。それに伴ひまして販売価格の、市価の面がどういふふうになるか、この相対関係で考へてまいる必要がござ

いますし、それから全体としての物価の情勢といふことも配慮する必要があります。マクロ経済として不況の状態であるか、全体として活気を呈しているかということも、客観的な条件として、判断の要素に入ってくるというふうな考えをしております。

○中村(重)委員 確かに減量経営ということによって、企業の利潤率というものは高くなってきた、早く言えば経営が非常に安定してきたというところがある。ところが、一方においては、減量経営によって、雇用の創出が大きな政治課題になっているのにもかかわらず、失業者は増大をしているという。この面というのは、これは重視しなければならぬ。したがって、減量経営というのは通産大臣としてもほっておくわけにはいかない、やはり総合的な経営体制を求めていくであろう、またそうでなければならぬというふうに思うわけなんです。ですから、減量経営とかあるいは金融緩和とかということによって、コストというものが非常に低下をしてきた。そこで経営が非常に安定してきて、ただいま私が申し上げたような一面というものはあるわけだから、このカルテルは、好ましくはないけれども、及ばず影響というのは非常に大きいというふうな点等から考えてみると、通産省と公取は十分ひとつ、その点はあらゆる面から検討して、総合的な対策の中で対処していく必要があるであろうと私は思います。

この点も後で通産大臣からお答えをいただきたいわけなのですが、公取委員長に、合議業界が御承知のとおり特定不況産業安定臨時措置法の設備廃棄の指定業種になっているわけなんです。不況カルテル廃止との関連ですね。この点はどのようにお考えになっておられるのか。

○橋口政府委員 構造不況法案が成立しました経緯を考慮してみますと、一般的な不況状態の中におきます不況状態に対処するために、生産調整カルテルで不況状態から脱却し得る当該物資の需給のバランスがとれるというのが普通の形でございますが、昭和四十九年から始まりました今次の不況

におきましては、不況の程度が予想以上に深刻であった。その深刻であった不況の状態の中におきまして、設備その他の特定の物資につきましては、過剰設備の圧力というものが、市価の回復に悪い影響を与えておるといふ状態がございましたから、いわゆる構造不況法案というものが成立したわけでございまして、これに伴いまして、設備の凍結あるいは廃棄ということが起こったわけでございまして。したがって、理論上で考えますと、望ましい生産設備の水準というものが確保されますならば、一般的な市況に対する圧力というものには解消する理屈でございまして、構造不況法の凍結なきし廃棄ということが行われましたならば、一般的な生産制限カルテルというものが解消されてしまふべきだというのが、公正取引委員会の見解でございまして。

しかしながら、それは申ししましても、設備の凍結あるいは廃棄によりましてもおかつ市況が回復しない、依然として不況要件があるという場合には、設備凍結のカルテルと、生産制限カルテルとが併進することはあり得べしというもので、また同時に公正取引委員会の見解でございまして、従来はそういう見解に基づきまして、両者が併進するという状態であったわけでございます。幸いにして、最近の状態では、いわゆる生産カルテルの方はこれを解消しても差し支えないという事態になったわけでございますから、一方におきまして構造不況法に基づき設備の制限カルテルというものが存在して、少しも差し支えないというふうな考えをおるわけでございます。

○中村(重)委員 この不況カルテルというのは、緊急避難ということですね。設備廃棄というのは設備過剰である、どうしてもこの設備を廃棄してしまわなければ不況業種というものは立ち直ることができない。これはやはり冒頭私がお尋ねした、繊維産業のビジョンの問題とも関連をしてくるわけなんです。ですから公取が、不況カルテルというものによるよりも、特定不況産業安定臨

時措置法、いわゆる不況法ということにウエートを置いた形で、不況克服をやらせた方がいいといったような形の報道等もなされている。いま委員長からお答えもあつたわけなんですけれども、そのいずれにウエートを置いていくのかということですね。これは、一方は緊急避難、一方はむしろ恒久的なことですから、これも通産当局とビジョンの問題も含めて十分検討をして、誤りなき措置を講じてもらうということですね。私はいけないうように思います。ですから、先ほどの見解を求めましたこととあわせて、公取委員長お忙しいようですから、後でお帰りになつてからで結構でございますからお答えをいただきます。

いまの点についても一度委員長からお答えをいただきたいのと、ついでに、同僚委員の諸君に御同意をいただいておりますからお尋ねをするのですが、書籍の再販廃止といったような問題は、非常な関心事であるようにあります。この点は調査の段階であるかと思つております。的確な答えは出ないのかもしれませんが、ただ心配をいたしますのは、書籍というのは文化、教育、それらにも重要なウエートを持っているということ、かといつて、そういう書籍類であるから、漫画であるかどうかという点、公取もその点は相当慎重に、調査の中で検討をされるであろう、このように思ひます。この点についても、ひとつ繊維の問題とあわせてお答えをいただきたい。

○橋口政府委員 結論的に申しますと、構造不況法と、独占禁止法の不況カルテルの制度は、併存し得るといふ考え方でございまして。これは理論上併存し得るといふこととございまして、片方は長期構造的な問題に対する処方せんという性格を持つておりますし、それから独占禁止法の不況カルテルは、おっしゃいましたような緊急避難的な、サイクリカルな性格を持つておるといふふうにご考えておるところでございます。

売、各段階にいろいろ問題があるというふうな考へております。端的に申しまして、幾つかの病理現象と申しますか、病気の症候群というものが見られるわけでございまして、この病理現象の原因がどこにあるかということにつきましても、透徹した分析が必要になると思ひますし、また業界の実態を十分承知する必要があります。現在広範な調査をいたしておる段階でございます。その一環として、いわゆる法定再販制度の是非の問題も含めて調査をしているというのが現状でございます。

なお、昨年公正取引委員会のモニター八百十八名に対しても調査をいたしました。ちょうど先生がおっしゃいましたような趣旨の回答も出ております。たとえば専門書その他の一般図書につきましては、再販制度を残しておいた方がいいという意見の方がやや多いわけでございます。が、雑誌につきましては、再販制度を廃止した方がいいという意見の方がはるかに多いというふうな、そういう姿が出ております。ただ、私がこういうことを申し上げますと、何か公取が書籍の性格によって再販制度の適用を考へる、いわば文化に対して判断を示すというふうな非難が出るおそれがございますので、今日までそういう考え方は申したことはございませんが、アンケートの調査ではそういう趣旨の回答も来ております。しかしながら、その法定再販がいかにどうかという問題は、実は一番最後に出てくる問題でございます。冒頭に申し上げましたように、現在完全に生じております幾つかの病理現象に対して、どういふ処方せんがあり得るかということにつきましても、模索をしている段階でございます。最初から法定再販を廃止するというふうな前提とか、あるいは予断を持ってやっていると申しては、いけませんし、同時にまた、法定再販に一切手をつけないうという覚悟を持ってやっておるわけでもございせん。これが正確な現状でございます。

○中村(重)委員 時間の関係がありまして、大体申し合わせて社会党が一時、同僚岡田委員の質

登録制とは一応別な問題として、切り離して検討するべきではなからうかというふうに考えております。

○岡田(哲)委員 最後に、人材育成基金として三億円が予定されているのですが、この三億円という根拠、しかもこの使途といえますか、どういふようにこの三億円を今後使っていくかと考えられておられるのか、その中身をひとつ示しておいていただきたいと思ひます。

○栗原政府委員 三億円の収入に關しましての考へ方でございますが、やはり一つは業界が共通に活用できるような調査研究、たとえば教材の作成でございますとか、カリキュラム、教育技法の開発でございますとか、そういった業界として共通に活用できるような調査研究に充てたいということが第一でございます。

それから第二点といたしましては、とりあえず現存するいろいろな研修あるいは教育施設に対する助成を考へておりますが、特に講師の派遣等の費用に、これを活用してまいりたいということでございます。

いづれにいたしましても金額が限られておりますので、効率的な、有効な使途を考へてまいりたいというふうに考へます。

○岡田(哲)委員 大臣、先ほど清水委員の質疑の中にも出ておりましたが、この人材育成ということとは、私は、言葉では言えても、中身のある、成果を上げる点については大変だといふふうに考へておる一人なのです。大学ばかりでない、現在ある教育施設その他の使ひ方もあるでしょうし、それから今後の育成あるいは技術養成という点について、これは今度の法案の中でも一つの非常に大きな柱であるわけですが、最後にこれについての決意をお伺いをして、終わりたいと思ひます。

○栗原政府委員 御指摘のように、人材育成につきましては、私もアパレル産業振興の最大の手段ということで、現在御提案申し上げている次第でございます。大臣も先般来いろいろお答え申し上げておりますように、当面は先ほど申し上げま

したようなところから出発いたしますけれども、その実際の運用の状況、これに對します業界の対応状況というものも踏まえまして、将来できるだけいま御指摘のような方向で、漸次これを拡大し、発展させる方向で考へていきたい、かように考へております。

○岡田(哲)委員 終わります。

○野中委員長代理 岡本富夫君。

○岡本委員 いま議題となつております法案は、私も五年前に当委員会で審議をしたことがありますが、そのときには、五年延長するとまことにすばらしくなるのだというような、ビジョンのような話を聞いて安心したのですけれども、結局その後見ますと、ほとんど成果を上げてない。その点についてはいろいろと思ひますけれども、先ほど同僚委員の方から聞いても余りはつきりしないわけですが、私はこの法律案を見まして、大臣、この繊維工業構造改善事業協会を残すために五年延長するのじゃないか、こう勤める向きもあるのですよ。と申しますのは、あのいろいろ規則を見ましても、前と一向に変わつてないのですよ。いろいろと大蔵省の規制もあろうと思ふのですが、やはり思い切つた助成の仕方あるいはまた育成の仕方をしないと、またそろそろ五年たつても余り大したことがなかつた、こういうことになるのではないかと、こう思ふのですが、それについてまず局長さんから、確信があるのかどうか、これを一遍お聞きしておきたい。

○栗原政府委員 構造改善事業協会でございますが、昭和四十二年に設立されて以来、現在資本金が四十四億五千万円、職員五十五人ということで、成立をいたしておるわけでございます。

今回アパレルの人材育成基金を追加いたしました、従来のいろいろな債務保証基金あるいは振興基金、その他技術指導のための助成金の交付あるいは情報の提供、収集といったような業務に加えて、人材育成の業務が加えられるわけでございますが、私も先般申し上げたように、現状の繊維産業が置かれた内外の非常に厳しい情勢を踏まえ

まして、これを切り開いていくためには、やはり今後とも格段の努力が必要であるというふうに承知をいたしておりますし、人材育成業務を含めまして、今後ともこの構造改善事業協会の業務がより一層充実されますように、努力をいたしたいと思ひます。

○岡本委員 変なことを言うと思ひけれども、どうも私は通産省の天下りの場所をつくつてあるみたいなのだと思うのですよ。こんなじゃお話しにならないと思ふのです。繊維業界は非常に不況で、いまはわりと好況になつてはいるのですが、斜陽産業だとかいいます。ところが大臣も御承知のように、外国へ行きますと、ピエール・カルダンとかあるいはクリスチャン・ディオールあるいはまたグッチ、こういうのを日本へ持つて帰るわけですね。こういうような新商品、こういう世界的に宣伝できるような商品を開發できる、そういう人材の育成、こう言ひます。ところが人材の育成についての講師の派遣だとか、それからカリキュラムを見ますと、田中千代あたりの小さな服装学校のそういうのを調べてくるか、こんなでは、私はまたそろそろ何にもならないと思ふのです。

したがって、いま各業界を見ますと、パリのファッションあるいはアメリカと、あつちこつち情報をその日のうちに受けて、そして非常に一生懸命をやつておるのです。ところがそれに対する助成金というものが非常に少ない。だからもう一つ思ひにくいかな。したがって私は、この協会が、ただやるたびに助成金をちよつちよつちと、講師の派遣に少しづつ出すということではなくして、もつと業界が信頼できて役立つ、そういう活動をできるようなことにしなければならぬと思ふのです。

○江崎國務大臣 御指摘の点は全くそのとおりだと思いますよ。おぎなりなら一億五千万円ばかりばかりですな、まさに。どうにもなりませんね。民間からも同額ないしそれ以上出そうというわけですが、民間でも、たとえばレナウンだとかワコールだとか、相当アパレル部門で成功して

いますわね。ですから、そういう進んだ企業もあるわけですが、これを全般的に敷衍しよう。本当にこれは十年遅いと思ふのですよ、私も多少も織維のことはわかるのですが、ですから、いまあなたがおっしゃる通りに、もつと学者とか、けさも清水さんが言われるように、従来の大学のそれぞれの部門を活用しながら、もつと大々的に進めさせんと、おぎなりになりますね。それじゃ意味がないと思ふのです。やはり本当に付加価値の高いものというのは、まあなかなか通産省が号令をかけたぐらいですぐうまいくとは思へませんが、通産省というのはそういう環境をつくるわけでしょうね。そういうことだと思ひますよ、役所というのは。ですから、そういう環境をつくることによつて、業界は広く熱意を感じて立ち上がつてくれる、これが一番大事なことですが、やはり意気込みとしていまおっしゃる通りに、もう少し本格的に取り組みさせんと、そしていつか私も私ここで申し上げたのですが、あれは関西財界へ、通産大臣になるというところへ行くと、通産大臣になるというところへ行くと、あそこは繊維産業の盛んなところですから、もう京都がいいとか大阪がいいとか、そんな取り合いつことをしてないで、どこでもいいから、車で三十分か一時間で行けるのですから、高速道路もある時代ですから、思い切つてファッションセンターをつくるぐらいの意気込みで、合意を得るように話し合つてくれと言つて、けしかけてきたわけですが、おっしゃる意味は私は全く同感でございます。

○岡本委員 それは、たとえば協会あたりが首頭をとつて、将来大学まで持つていくのだ、またそこまでのくらのビジョンを出して、そしてそこに政府が本当にお金をつき込んだら、そういうことができるんだ、できたんだという証拠のある、こういうことにしないと、いまのままじゃお話しにならないと思ひます。

それからもう一つは、いま大臣の決意を聞きましてから、あと五年間お待ちいたしましたしてどうなるか見ますけれども、もう一つは、近頃法あるい

はまたきょうの新聞を見ると、円高の関連法あるいはまた産地対策法、こういう法律がたくさん出てくるのですよね、同じ繊維なら繊維のところ。これが円高に、本当に業界に理解ができてない、あるいはまたそれを使えない、ところが私は一つの問題点ではないかと思うのです。ですから、たくさん法律を出すのもよろしいけれども、この一本の法律でほとんどできていくのだというぐらいの、盛りだくさんと言えればおかしいのですけれども、一本の法律だつて、規則を見て、これをそしやくするのが業界で大変なんです。これはまた地方自治体へいったら、ちよつとわからないということをやっていますが、こういうところがやはりもう少し、ただふつとあるのだ、ただたくさん法律があるのだけじゃお話しにならないと思うのです。これをひとつ整合性のあるものにして、実際に役立つものにしていただきたい。

それから最後に、産元を今度の中に入れた。入れたけれども、産元はただ名前を入れただけですよ。したがって、今後繊維工業審議会委員の中に、産元の代表も入れるというふうな、適切な措置も講じてもらいたい、こう思うのです。

それを後でひとつ答弁いただくことにしまして、先ほどから申しましたように、いずれにいたしましても、この協会あたりで何もせず、協会の呼んで、何をやっているんだと言つたつて、本当に恥ずかしいです、これは。ですから、胸を張つてこういうふうになりました、こういうふうになりますと言えらるような、答えが出るような指導をしていただきたい。金だけ出して、後知らぬ顔をしておつたのでは話にならぬと思うのです。

この二点について最後に決意を承つて、私はきょうは終わります。これは何はやってみても同じことだつたら話にならぬと思うのです。

○江崎國務大臣 産元を入れるのは、先ほど労働組合などの経験豊かな代表を入れるのと同じように、私はやはり大事なことだと思います。よく検討いたします。

それから、繊維工業構造改善事業協会、繊維工

業構造改善臨時措置法に基づいた、その特別認可

法人としての機能が十分であるかどうか、これはきょうはちよつと間に合いませんが、何かしかるべきときにこの責任者などを参考人で呼び出していただいて、びしびしひとつ、どういふ成果を上げたというやつを聞いてみて下さい。いやいや、ほんとにね。無為にして徒食するようにならぬ、こんなもの要らぬのですから。そうかといつて、事務方から返事をしますと、先輩もよいいますから、そう御期待に沿えるような答えはなかなかできない。私は政治家ですから率直に言いますが、どうかするとうとう、こういうところにはゴルフ族が蟻居しておるものです。これはそういうことない局長が言っていますから、私も信頼をしています、やっぱりたまには参考人でこういうのを呼んで、成果いかんということをびしびし聞いていただくと、やはりそれはそれなりに役に立つように思います。それは全く同感でございます。私もまたまた責任の衝にありまして、十分監督してまいりたいと思います。そして御期待にこたえるように、こういう人たちが努力してくれるように、大いにひとつ約束をここでしっかりとさせていただきます。速記録を後からこの協会の方へ回させますから、どうぞ御注目を願いたいと思います。

○岡本委員 終わります。

○野中委員長代理 宮田早苗君。

○宮田委員 繊維産業を取り巻く経営環境は、ここに来て改善の兆しが見えてきたというのが一般的な見方、こう思います。こういう時期に構造改善臨時措置法が本格的な審議をされることになつたわけですが、一部では、設備廃棄を含む構造改善が進捗するだろうかという見方も、一方であるわけでありまして。私も、経営好転のいまこそ、従来の轍を踏まないためにも、中長期的視野に立つた近代化の方策を確立すべきだと思つてい

るわけですが、過去の本法の運用が、必ずしも成果を上げていないことにかんがみまして、本法改正案成立後の取り組みについて、まず政府の考え

方をお尋ねいたします。

○栗原政府委員 景気の回復も、繊維産業を含めまして、順調に進んでおるといふ状態のもとにおきまして、本法が成立しました時点におきましては、やはり民間サイドも、従来の長期不況下における後ろ向きな姿勢とは異なりまして、前向きに取り組むという意欲がかなり出てきていると思つて、そういう意味におきまして、私も、私どもも思つて、今度の制度改善を含めまして、さらに周知徹底も含めまして、できるだけこの制度がスピーディーに実施に移されるような努力をいたしたい、かように考える次第でございます。

○宮田委員 特にいま行われております設備廃棄の問題について、実態はどういうふうになっておりますか。

○栗原政府委員 設備の共同廃棄でございますが、五十二年度から開始をいたしました、五十二年度には四業種、五十三年度には十二業種、現在までに十六業種が共同廃棄に取り組んでいる状態でございます。これらの業種につきましては、それぞれの業種の実態に応じた過剰度を算出いたしました、平均的に言いますと、おおむね二割の過剰設備の廃棄を目標として、現在共同廃棄を行つておるといふ状況でございます。

代表的なものにつきましては、たとえば絹織物関係の織機については、現在八〇％強の進捗率でございます。縮スフにつきましても、八〇％程度の進捗率になっておるといふ思つて、ただ、合繊関係の織機につきましては、若干進捗がおくれているという状況でございます。

○宮田委員 現行法の成果を振り返つてみますと、施行以来、通産大臣の承認を受けた構造改善事業計画はわずかに五十六件という数字が出ておるわけでありまして、うまくいかなかった、あるいはまた業界自体が制度を利用しなかつたということになるんじゃないかと思つて、この理由はどういうところにあるか、その点もひとつお願

○栗原政府委員 原因は一つではございませんが、やはり最大の理由は、環境が非常に厳しかったということかと存じます。やはり長期不況がオイルショック以降継続したこと、さらに、円高というようなことが一昨年来急激に起こつてきたこと、こういった中におきまして、繊維事業者が前向きに構造改善に取り組むだけの余力が乏しかったということが、まず第一に挙げられようかと思つて、それが、それ以外にも、さらに、構造改善の現行の制度について、地域なり業種、業態に即しないような、使いにくい面もあつたということも指摘されようかと存じます。これらの点については、今回改善を考えている次第でございます。またさらに、制度の周知徹底等につきましても、今後遺憾なきを期したい、かように考えているわけでございます。

○宮田委員 先日の本委員会での参考人からの意見聴取の際に、参考人の方からも、本法改正の早期成立を期待する意見が出ておりましたが、構造改善がうまくいかどうかのかが握つていられるのは、繊維産業の経営者の姿勢と思つて、大企業から中小、また零細業者、さらにはメーカーから流通分野まで、非常に広範な事業主がいるわけで、本法改正の趣旨、ねらいをどう徹底させるかが重要なポイントだと思つて、ございまして、この徹底の仕方について、有効な手段があるかどうか、その手だてについて御説明願いたいと思つて、

○栗原政府委員 構造改善の進捗に關しましての基本というのは、業界の取り組むべき、これに対する意欲の問題であるという御指摘は、そのとおりだと存じます。やはり私どもの今回考えております構造改善につきましても、業界の自主的な努力を前提にしながらの構造改善であるということでございます。何といたしましては、繊維事業者の方々に、現在の内外の厳しい情勢を御認識いただいて、それに対応する道を、この形で切り開いていただきたいというのが、本制度の趣旨でございます。そういう意味におきまして、繊維工

の答申におきましても、そういった点を強く指摘されているわけでございますけれども、今回、法改正が認められるような時点におきましては、私ども役所にいたしまして、また事業協会にいたしまして、また中小企業振興事業団にいたしまして、それぞれのルートも通じ、各産地におきます産地組合等の活用も含めまして、これらの制度の周知徹底、利用に努めたい、かように考えております。

○宮田委員 大臣にお伺いいたしますが、先日の参考人の意見で、主として労働組合の方から強い意見だったわけですが、発展途上国からの製品輸入が急増していることに對する危機感というのが、非常に強く出ていたわけでありませう。

国際分業の時代あるいは国際収支対策と、国内的には景気回復過程での雇用問題を考えますと、むしろかしの局面に直面してきたと言えらると思ひますが、輸入について、二国間協定という声が高まっておるわけですが、この点について、大臣の、大局的な立場での御意見をひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○江崎國務大臣 いま繊維産業を追い上げている国々というのは、おおむね中進国であります。この国々とは、おおむね倍額ぐらゐ日本が輸出超過のインバランスを示しております。そういうこともあつて、いま自由貿易を拡大して、この世界的な安定的な経済発展を維持させていこうというわが国の国策から言へば、なかなか言うべくして、この追い上げを水際で退けるということは必ずかしの問題だといふふうに思ひます。

ただ、言えることは、午前中からも申し上げておりますように、特殊な品物が大量に入つてきて、わが国の市場を極端に圧迫してくるというような事態があれば、これは国際慣習に従つて、相手国に注意喚起をすることもできますし、十分行政指導を輸入業者にしていくこともできます。現在のところは、私ども見ておるわけではございません。

ただしかし、何といつても、何遍も申し上げておりますように、簡単な製品ですと、これは性能の高い機械が、同じような形でつくり上げるといふことになりまして、どうしても労賃の安い市場の産品が安く入つてくる、これはもう自然の成り行きですから、なかなか日本としてもこれと競争することができない。とすれば、やはり知識集約型の産業に転換していかざるを得ないといふこととで苦勞をし、この法案審議もお願いしておるといふわけでございます。しかし、労働組合の皆さんが心配して言われるのは、そういう極端な場合のことを言つておられると思ひますので、細心の注意を払つてまいります。

○宮田委員 この改正案は、本法を五十九年まで延長するわけでございます。昭和五十九年あるいは六十年時点で、わが国の繊維産業がどのような姿になつておるか、それから、政府の経済政策の柱と言へます新七カ年計画は、この昭和六十年を見通すとしておられるわけですが、消費支出に占める衣料品の支出あるいは繊維産業界の構造改善が進むことによりまして雇用状態はどうなるか等々、繊維産業に働く労働者がひとしく興味を抱いておられるところだと思ひますので、この点はいかがですか。

○栗原政府委員 繊維に關しましての将来図につきましては、昨年の十一月に繊維工業審議会及び産業構造審議会の場におきまして、五十八年の需給見通しにつきまして議論をいたしましたことがございます。このコンセンサスによりまして、考え方といたしましては、内需は今後三多程度の緩やかな回復を続けるということでございます。全体の消費支出あるいは国民総支出の伸びよりは、かなり低い水準でしか伸びないということを前提にいたしました。一方輸出につきましては、やはり国際競争力の低下に伴つて、ある程度の減少を見ざるを得ないであろうということ、輸入につきましては、さらに漸次増加も見込まれるという要素を加味いたしますと、内需の増が輸出減、輸入増で相殺をされまして、全体としては生産はおおむね

横ばい程度になるであろうという姿を想定をいたしておるわけでございます。この場合に、天然繊維よりは化学繊維がふえていくという中身の変化もございまして、アパレル分野のシェアが、全体の中でウェートを増していくというような姿もあろうかと思ひます。

こういつた形でございますが、全体の雇用者数については、特に想定はいたしておりませんけれども、こういった全体の姿の中で、生産が横ばいであるというような姿を前提にいたしますと、やはり趨勢的には減少傾向に向かわざるを得ないのではないかと感じを持っております。

○宮田委員 ただいまの答弁に關連をして、もう少しお聞きいたしますが、その際、雇用がどれだけふえるとか、減るとかということではなしに、雇用形態の姿、どういふふうな形態になるであろうかということにも大変興味を持つわけなわけでございますが、いまのような繊維産業の状態でいきなると、結局正方形を縦にしたようなことなんでしょうか、この法律が浸透いたしますと、アパレル産業が相当す野として広がつてくる。だから、その場合の雇用形態というのは、相当に変化をしてくるのではないと思ひますが、そういう点についてはどのような判断、抽象的で結構でございますが、お考えになつておられますか。

○栗原政府委員 非常にむずかしいお尋ねでございますが、やはり川上部門の紡績でありますとか、そういった段階はウェートを減少せざるを得ないということになるかと思ひますし、それとは逆に、やはりアパレル部門と申しますか、川中、川下以降の分野の雇用、これは製造段階のみならず、流通段階も含めての話でございますが、そういった分野で、全体としての雇用が維持されていくといったような姿が、常識的に考えられるのだからというふうな承知をいたしております。

○宮田委員 そうなることの方が、より私どもからいいますと好ましいのだという気持ちなので

そこで、アパレル産業の振興が、この改正案の主要な柱になつておるわけでありませう。消費者に最も近い位置にありませういわれる川下産業として、今後の繊維産業の中核を担う分野として期待されておるわけでございますが、現状はどうなのかを考へてみる必要があるかと思ひます。

現在のアパレル関係の商品企画や、流通業界からの情報把握力は、西欧諸国に比べて弱いといふ指摘もまた一方にあると思ひます。外国の有名デザイン、有名ブランドに依存する事例が多いといふ指摘もまたあるわけですが、国内にも結構名の通つた婦人服や紳士服の縫製メーカーが、幾つかあると思ひます。特定企業でなくて結構です。川中との関係、それからさらには製品化に当たつての下請発注の実態、こういうことについてはどうなつておるか、お聞きをいたします。

○栗原政府委員 第一点のわが国のアパレル分野、特に川下の分野におきまして情報収集なり商品企画能力につきましては、やはり私といたしましては、諸外国に比べてかなりおくれつておるという感じを持っております。これは、わが国のアパレル産業の発達の歴史が非常に浅いということもございまして、また企業も非常に弱体なものが多く、数が多いいいこともございまして、それぞれ原因はございませうけれども、やはりそういった意味での能力は非常に劣つておるといふのが事実であろうかと思ひます。そういった一環といたしましては、やはり業界共通の問題としては、人材が不足しておるといふことも、その一つの有力な原因になつておるのではないかと気がいたしております。

なおまた、これらのアパレル産業におきまして下請あるいは加工の業態の問題でございますけれども、必ずしも単一の段階でなくて、多層段階にいて、いろいろな形で加工が行われているといふようなことがございまして、またそういった中小の零細企業につきまして、やはり親機であるとか、親ニッターであるとか、あるいはアパレルの製造、卸といったような方々が、いろいろな意味

での情報収集なり商品企画も実際には担当してや
っておられる、こういう形があるというふうに乗
知しております。

○宮田委員 おっしゃるように、おかれていると
言われておりますが国のアパレル産業は、メー
カーと言われる範疇の中に入るのか、あるいは商
品企画と販売、つまり縫製はほとんどこの下請化
している企業なのかという疑問もまた出てくるわ
けでありまして、この実態を見ますときに、繊維
産業界の垂直化をどう具体化していくか、まず資
本の系列化に置いていくのか、あるいは下請業者
の集団化というか、協業化を目指していくのか、
行政としてどう対応していこうとするか、ここら
が重要ではないかと思いますが、その説明ができ
ればお願いいたします。

○栗原政府委員 こういった零細な形でのアパ
レル製造業者を、グループ化していくという方法と
いたしましては、やはりアパレル製造、卸といっ
たような、これらの商品企画なり情報収集を担
当している、そういう機能を持ったグループに着目
をいたしまして、こういった人たちを中心といた
しますグループ化を、本構造改善の中で取り上げ
ていくということが、一つの方法であろうかとい
うふうに思います。

(野中委員長代理退席、渡部(恒)委員長代
理着席)
と同時に、そういった形以外に、やはり非常に零
細小規模の方が多いわけでございますので、今回
も制度改善を行っております小規模の共同施設の
制度の利用によりまして、そういった小規模零細
業者の方々の近代化、合理化ということを図って
いくということも、さらにもう一つの方法ではな
いかと思えます。そのほか、中小企業一般に認め
られております近代化資金制度その他の活用にも
よりまして、全体としての水準を上げていくとい
うことを、広く考えていくべきではないかと存じ
ております。

○宮田委員 もう一つのこの法案の中心が、アパ
レルの人材育成ということになっておるわけです

が、人材育成の今日の状況は、いろいろな専門的
な教育機関もありまして、あるいはまたそれぞ
れ高等学校、大学でこの種の教育をするというよ
うなことがございまして、現在の状況として
は、どの程度の状況かということを掌握しておい
でになりますならば、御説明願いたいと思いま
す。掌握できかねておりますならばよろしいで
す。

○栗原政府委員 ちょっといま手元に資料がござ
いませんで見つかりませんが、私の記憶してお
りますところでは、民間の教育研修機関、たしか
私どもの調べたところでは十一あったと思いま
す。これはいろいろな組合の施設であります場合
もございまして、企業の施設である場合もござい
ますし、いろいろな形をとっておりますが、十一
という数字がございまして、それ以外に各大学、短
期大学あるいは専修学校等におきます紡織あるい
は美術系の学部でありますとか、あるいは特に各
種専修学校におきます家政、被服科というような
ところを加えますと、これは千以上になるという
計算に相なると思えます。いずれにしても、私ど
もの当面考えておりますのは、民間の既就業者の
方々の再教育という観点でございまして、とり
あえずこの十一に見合う部分というのが対象にな
らうかと思えます。

○宮田委員 そこで、特にアパレル産業界に対
しまして、この種の人材育成を広げてもらわなけれ
ばならぬということになるわけでございますが、
広げるに当たりましては、やはり行政の強力な指
導というものが特に必要になるわけです。この法
律ができました時は、さらにふやす御意向と思
いますが、ふやすに当たりまして、ある程度の助
成策というのが必要だと思えますが、そういう問
題についていまお考えを持っておいでになるかど
うか、その点お聞かせを願いたいと思えます。

○栗原政府委員 私どももいたしましては、今
後、今回の予算の具体的な実施の状況も踏まえ
まして、さらにこれに対します業界の対応も踏まえ
て、これをさらに発展的に拡大をしましてまいり

たいという考え方でございまして、特にその際
におきまして、基金につきましても金額的な増加と
いうことのみならず、業界におきましてもそれに
対応した、これはお金の面というだけではなく
て、業界自体としてもできればまともな、全体
として共同の研修、教育の場というものをつく
っていくような方向で考えていただければわれわれ
としても非常に望ましい、こういった感じもあ
わせて持っております。

○宮田委員 後から労働省の方に家内労働問題を
質問いたしますが、その前に、まず縫製メーカ
の仕事を、家内労働分野、いわば低加工賃分野に
おるされているのが実態だと思えますが、将来の
あるべき姿として、産業政策を担当する通産省と
しては、この現実をどう見ておいでになるか、そ
の点お聞きいたします。

○栗原政府委員 零細な、特に家内労働に近い形
での下請加工段階の方々にございまして、私ども
私どももいたしましては、全体の構造改善の中
で、当該業種あるいは当該物品につきましても、需
給の改善なり、あるいは構造改善グループ化の成
果等によりまして、全体の付加価値が増加した
まして、したがってその配分も増加するという形
で解決されれば、最も望ましいというふうに思
うわけでございますけれども、しかしながら、特に
そういった零細の段階での家内工業的な問題につ
きましては、これは法のたてまえたいたしまして
も、最低賃金に準ずるような形での加工賃といっ
た物の考え方もなさっておりますようございま
すし、そういった段階のお話につきましては、私
どもも労働省とも十分よく連絡をとりまして、し
かるべき御協力は申し上げたい、かように考え
ておる次第でございます。

○宮田委員 さきにお伺いいたしました設備廃棄
の問題について、もう一度、特殊な輸出用は別に
いたしまして、国内向けの縫製メーカへの設備廃
棄について、ちょっとお伺いしたいことがござい
ますが、まず廃棄について、国内の意思統一が可
能かどうかということについてであります。

いたすのは、過当競争が、若干の品質問題はある
といたしまして、安い紳士服とか、OL向けの
商品を市場に提供しているメーカというふうな
ことあたりをずっと勘案してまいりますと、これ
からの設備廃棄ということについては、いまま
でと違って、若干の困難が伴うのじゃないかと思
いますが、そういう問題についての実態把握をどう
されておいでになるか、お聞かせ願いたいと思
います。

○栗原政府委員 縫製業におきます設備の共同廃
棄でございますが、輸出の縫製品業界におきま
しては、すでに昭和五十三年度におきまして設備の
共同廃棄が実施されております。全体の生産能力
の約三割に相当いたします一万四千台の設備が、
廃棄をされた結果になっております。
もう一点、内需向けの縫製品関係でございます
けれども、これは布帛、被服、既製服、こうい
った各工業組合連合会を中心といたしまして、昨年
の十月ごろから検討が始められましたこととし
て、現在、この廃棄に関します基礎的な資料づく
りに着手した段階だというふう聞いておりま
す。組合員の保有設備の台数あるいは全国の総保
有台数、これからの製品の需給動向等々の調査に
着手しているという状況でございます。

この縫製品につきましては、昭和五十五年にお
きまして設備廃棄を実施したいというふうにお
ておるようございまして、現時点におき
ましては、国内全体の設備の把握につきまして、
これは統計が実はございませんで、この実態把
握調査に相当な時間がかかるといふふうに見てお
ります。

○宮田委員 次に移りますが、商品取引所の上場
問題についてでございます。
取引所での流通量は、業界が必要とする量の一
〇〇ぐらいしか流通していないという指摘がある
わけでありまして、これが全体の相場を必要以上
に上り上げて、悪い効果しか出ていないのじゃな
いか、そうすると、取引所の存在理由というの

いんじやないか、こう思いますが、その点についてはどうですか。

○栗原政府委員 この取引所問題につきましては、昭和五十一年におきましても、すでに織工審の提言の際に、関係者間で活発な議論が行われておりまして、さらに昨年十一月の織工審の答申の際にも、同様な議論が行われているところでございます。商品取引所につきましては、五十一年の段階におきましても、長期的に見た場合に構造改善がだんだん進んでまいりまして、実際の需要に沿ったような生産販売が行われるということになれば、ヘッジ機能を持つ商品取引所の機能というものも、かなり現在とは姿が変わってくるだろうという考え方のもとに、長期的には問題があるという感じを出しておりますけれども、当面の問題といたしましては、現状かなりヘッジ機能も活用されているという実態もございまして、したがって、ただいま御指摘もございましたような、過度の投機が業界に無用の混乱を引き起こさないような、そういう監視規制体制を強めるという形で、関係者間で商品取引所の運用改善についての検討をすべきである、こういう趣旨の提言が行われたわけでございます。私も適産省といたしましては、こういった答申に沿いまして、過度の投機によりまして、相場が乱高下することは望ましくないと考え方のもとに、特に問題のございませぬ毛糸につきましては、四者協議会というものを設けまして、取引所の適切な管理運営を行うという体制をとっている次第でございます。

○宮田委員 労働省の方にお伺いいたします。繊維産業に最も多い、家内労働者の実態についてお伺いするわけですが、時宜になつた対策を立てていただくために、これから質問をしようと思っておりますが、繊維産業におきまして家内労働者の最近の動向は大体どうなつておるか、お聞きいたします。

○花田説明員 お答え申し上げます。家内労働の動向でございますけれども、先生御案内のように、家内労働は、自宅を主として働く

という形態でございまして、工場で働く労働者と違ひまして、私も把握が非常にむずかしいというところでございますけれども、一応私どもの把握いたしました限りでは、家内労働者は約百五十万人いるということでございますけれども、そのうちの約半分、七十万ちよつとが繊維工業に従事している家内労働者ではないかというふうな考えでおります。家内労働者は、不況あるいは景気の波によつて若干変動をいたすと思ひますので、細かいのはなかなかつかみ切れませんが、現状では大体そのような感じではないかというふうな思っております。

○宮田委員 百五十万のうち七十万というのは、縫製だけでございましてか。

○花田説明員 七十万の内訳は、繊維産業と私どもも称しておりますけれども、繊維工業と衣服、身の回り品製造業、この二つにまたがる分野でございまして。したがって、大体多いのは、たとえば男子の既製服あるいは婦人服等のための業務、いわゆる縫製、これはかなり多いわけでございまして。そのほかには和服の縫製関係、それからよこ編みメリヤスとか、かすりとか、そういう形での織物関係と、各種あるわけでございまして。

○宮田委員 繊維産業の経営規模の零細性については、改めて指摘するまでもございませぬが、アパレル産業育成政策を推進する際に、家内労働者の労働条件改善を大きな柱とすべきだと思ひますが、たゞいまの答弁のように、家内労働者の約半数が繊維産業で働いているわけですが、全国的に最低賃金の決定状況はどうなつておるか、適用状況もあわせて御答弁願ひたいと思ひます。

○花田説明員 最低賃金についてのお尋ねでございますけれども、繊維工業関係で決まっておりますが、これは、家内労働全体で決まっております。最低賃金は、全国でいま百七件でございまして、約六五％が繊維工業の最低賃金であるというふう

になつております。この当事者といひますか、最低賃金の義務を課せられます委託者というものが約二万六千人おりまして、繊維を含めたほかの家内労働者が約三万でございまして、その八七％が繊維であるというふうになつております。

それから、その適用を受けて、権利を保全されます家内労働者の数は、繊維でございまして約二十九万人でございまして。これは家内労働者の中で、最低賃金の適用を受けます家内労働者が約四十万でございまして、大体その七割強というところでございまして。

○宮田委員 この最低賃金の適用を受けております労働者は、全体の約二八％と、まだまだ低いわけでございますが、繊維関係についてはわりあい高い数字と信じていいのではないかと、こう思ひます。労働省は、この最低賃金設定促進について、どのような御指導をしておいでになるか、その点もお聞きいたします。

○花田説明員 繊維の最低賃金につきましては、家内労働の最低賃金の決め方一般に共通する問題でございまして、御案内のとおり、雇用労働者の場合と違ひまして、一時間幾ら、一日幾らというふうな決められません。ピースレートでございまして、どういう工程に、どういう品目で、どういう作業でやると一個幾らとか一枚幾らというふうになりまして、非常に複雑になるわけでございまして。決めますときに、よその関連を見るあるいは早く決めるという点では、非常な障害があるわけでございまして。ただ、必要な限りにおいて最低賃金を決めるというものは、ぜひ必要なこととございまして、たとへば中央で家内労働審議会という三者構成の審議の場がございまして、ここで、どういふふうにしたら最低賃金の決定が促進されるであろうかということをお諮りいたします。ここで得た結論で、たとへばもう少し審議会の効率化を図つて、早く決めるようにしたらどうか、それから決定だけではなくて、時間がたてば効率が薄まるので、改定を速やかにするとか、あるいは隣の県で一つの工程について最低賃

が決められているのに、隣の県ではないということになりますと、交通の便利なところとございまして、そこに逃げてしまふことになりまして、本来の最低賃金の機能が果たせないということとございまして、そういうことを関係局で相談をして決めるというような御結論をいただきましたので、それを私の方は地方の都道府県労働基準局に指示をいたしまして、できるだけ必要な業種、しかも関連のある業種は速やかに決めるという方針で進んでおります。

地方では、それぞれその管内の家内労働を掌握いたしましたして、やはり問題がありそうだと、あるいはこれはぜひ決めないと、家内労働者の労働条件の保護に欠けるというおそれがあります場合には、できるだけその最低賃金を取り上げて、決定するという努力をしております。

○宮田委員 いまの賃金水準、これは妥当なところと思つておいでになるか、その点どうですか。

○花田説明員 繊維工業の最低賃金の金額につきましては、先ほどもちよつと御説明いたしました。ピースレートで決められますので、他との比較をする場合に、標準時間で換算いたしました、必要な費用を抜くという作業をいたしますので、複雑で、なかなか比較ができませんので、複雑でも、たとえば五十三年度に決められた繊維関係の最低賃金を、八時間換算で見ますと、大体二千百円から二千五百円というところかと思ひます。確かに、物によつては低いものもあるわけでございまして、決定の場合には、いわゆる類似労働者の最低賃金というものを参考にいたしまして、雇用労働の方が高くて、家内労働者の賃金が低いという形で、こちらの方に逃げてこないように、できるだけバランスをとつた決定をするように努めておりますけれども、中には雇用労働者と違つた業種、あるいは自宅を自由な時間に行つてやるような、特定の職種もございまして、中には若干低いものもあるかと思ひますけれども、できるだけ賃金との見合い、ことに最低賃金との見合いで決めまして、お互いのバランス

がとれるように努力しているつもりでございます。

○宮田委員 最後にもう一つ伺いたします。が、家内労働対策は、賃金だけではないわけでございます。安全管理体制の確立も急がなくてはならぬと思えます。労災保険への加入も少ないと思っております。事故に対します適切な救済策も講じられていないのが実態じゃないか、こう思いますが、労働省として、今後これに対する対応策を伺いたします。

○花田説明員 先生御指摘のとおり、家内労働の問題は工賃だけではございませんで、そもそも家内労働法ができません。安全衛生問題でございましたら、先生御記憶のとおりかと思えます。したがって、一応家内労働法の中にも安全衛生の規定はございまして、一応きわめて危ないというものについては、一定の規制がなされておりますけれども、やはり私も十分な把握というものはなかなかできておりませんので、もう少しきめ細かい対策もやりたいということでございます。現在、家内労働審議会に安全衛生に関する小委員会というのを設けてまして、ここで、もう少しきめの細かい対策というものができないかという形で、御検討をいただいているわけでございます。

それから先生御指摘の、向かけがあった場合の措置ということで、労災補償という問題がございますけれども、実は労災補償は、御案内のとおり工場に勤く、したがって使用者が管理でき、責任を負えるということを前提にしておりますので、家内労働のように使用者が管理できない、自分で時間なり労務の自身を管理するといったものについては、実は法律的な責任を使用者に無過失で課すことができないものでございまして、そのまますトレートで加入ということにはなっていないわけでございますが、せつかくある労災保険の保険制度を利用いたしまして、特別加入というものがございまして、そこで危険、有害業務について、特別加入はできるという形に

なっております。いまのところ繊維でもって危険な作業といえますと、典型的なのは動力を使います機械でございまして、これについては加入はできません。進んでおりませんので、これは私どものPR不足というか、そういうこともございまして、それから事故がなかなか起こらなければ、その加入料金などは工賃にはね返した方がよいというようになるともございまして、進んでおりませんが、私の方も事故を防ぐという対策をきめ細かく、もう少し詰めたかと思っておりますし、起こった場合の措置ということも含めて、積極的にPRしてまいりたいというふうに思っております。

○宮田委員 せつかく大臣お見えでございますので、質問を終わるに当たりまして要望をしておきます。今日の日本は、技術が革新され、トップの状況にあるわけでございますが、繊維も長い間の産業でございますだけに、本来ならば、繊維産業が日本のトップの技術、トップの体制を整えておかなければならぬはずが、どうもこの法律をつくってやらなければならぬというふうに思っております。であります。やはり大臣、さつきもおっしゃいましたように、経営側の方にもしつかりハッパをかけていただいで、できぬことはないと思っております。ところでございまして、格段の御指導をお願いしまして、質問を終わります。

○渡部(恒)委員長代理 大成正雄君。○大成委員 私は、本法改正の機会に若干御質問をさせていただきます。すでに先單の皆さんからそれぞれ質疑がなされておりますので、重複の点は簡略に御答弁をいただいで結構でございます。まず、本法改正に当たりまして、私なりの考え方でございますけれども、三つのいいところがある。一つの縦系列で活路開拓の道を開いた。たとえば産元、親機等を、委託事業として構造改善に加えたということ。二番目には、アパレル産業に発展の道を見出したこと。それから三番目には人

材育成の大切なことに気がついたこと。この三つが、言うならば本法改正の一つの長所であると考えます。願ひまして、戦後のわが国の繊維政策を見ますと、言うならばスクラップとビルド、要するに後追いのスクラップとビルドの連続であり、また調整、凍結、廃棄といったような政策の連続であったと思うのです。私は、本法改正の内容で、これからのわが国の繊維産業が大きく活路を開拓できるかどうかということでございますが、業界の自主的な努力が非常に大事なような気がいたします。そこで、以上の観点から幾つかの点を御質問申し上げるわけですが、まず最初に、繊維川上産業の合機、毛紡績、縮紡、こういった業界の状況について、大ざっぱにお聞きをしてみたいと思っております。最近、いずれもこの三ヶ月の決算あるいは九ヶ月の見込み等を見ますと、非常に業況が好転をしております、そういう傾向が見られるわけでありまして、

（渡部(恒)委員長代理退席、委員長着席）

○江崎国務大臣 これは、午前中からしばしば御質問もありましたので、余りくどい話は差し控えますが、政府として、きょうまで繊維産業の不況からの立ち直りを図るために、過剰設備を処理してきたことがじわじわときいてきた、需給調整策がきいてきたわけですね。それから、倒産防止対策について、いろいろな施策をとってきたところでありまして、それが消費を誘ったということの異常な暑さ、これが消費を誘ったということであるというふうに一応理解いたしております。○大成委員 確かにそういう傾向はあると思うのでございますが、いま繊維産業の場合には、いわゆる特定不況の諸施策を進めておる段階でございます。いわゆる増益の基調が出てきたとい

も、設備の凍結なり、カルテルは廃止になるでしょうけれども、その他の調整措置は引き続き行っているか、この考え方はいかがなものでございましょうか。

○江崎国務大臣 お示しのとおり、着々、一つずつしていかねばならぬというふうに考えております。そして、よく議論をされましたように、川下部門で、もうちょっと日本の行く道を確固たるものにしたという努力をしております。○大成委員 わかりました。すでにいろいろこの点については重複しているようですから、はしりまして、縮紡績関係の、輸入と在庫の調整とをどうしていかかという問題についてだけ、ひとつ承っておきたいと思っております。

いわゆる近隣の中進国からの輸入も、かなりはかにかできない量になっております。もちろんそれが日本の繊維産業に決定的な影響を与えるとは思いませんけれども、今後におきまして、この近隣の中進国からの繊維あるいは製品の輸入ということに對しては、どのような姿勢で臨んでいこうとしているのか、在庫の調整をどうしようとしているのか、この点だけを承っておきたいと思っております。

○栗原政府委員 縮糸の輸入が高水準なことは御承知のとおりでございますが、昨年は四十五万トンを超える水準ということでございまして、ことしの一、二月もかなり高いレベルでございまして、四一六月につきましては多少スローダウンしそうです。増加を受けまして、縮糸の給付関係の動きでございますけれども、昨年六月、不況カルテル打ち切り時におきましては七十万トンの水準でございまして、十二月には七十七万トンの水準でございまして、この輸入の増減関係の増減の趨勢を見させていただきます。現在の需給関係の増減の趨勢を見させていただきます。現在の需給関係の増減の趨勢を見させていただきます。現在の需給関係の増減の趨勢を見させていただきます。

○栗原政府委員 縮糸の輸入が高水準なことは御承知のとおりでございますが、昨年は四十五万トンを超える水準ということでございまして、ことしの一、二月もかなり高いレベルでございまして、四一六月につきましては多少スローダウンしそうです。増加を受けまして、縮糸の給付関係の動きでございますけれども、昨年六月、不況カルテル打ち切り時におきましては七十万トンの水準でございまして、十二月には七十七万トンの水準でございまして、この輸入の増減関係の増減の趨勢を見させていただきます。現在の需給関係の増減の趨勢を見させていただきます。現在の需給関係の増減の趨勢を見させていただきます。

○栗原政府委員 縮糸の輸入が高水準なことは御承知のとおりでございますが、昨年は四十五万トンを超える水準ということでございまして、ことしの一、二月もかなり高いレベルでございまして、四一六月につきましては多少スローダウンしそうです。増加を受けまして、縮糸の給付関係の動きでございますけれども、昨年六月、不況カルテル打ち切り時におきましては七十万トンの水準でございまして、十二月には七十七万トンの水準でございまして、この輸入の増減関係の増減の趨勢を見させていただきます。現在の需給関係の増減の趨勢を見させていただきます。現在の需給関係の増減の趨勢を見させていただきます。

○栗原政府委員 縮糸の輸入が高水準なことは御承知のとおりでございますが、昨年は四十五万トンを超える水準ということでございまして、ことしの一、二月もかなり高いレベルでございまして、四一六月につきましては多少スローダウンしそうです。増加を受けまして、縮糸の給付関係の動きでございますけれども、昨年六月、不況カルテル打ち切り時におきましては七十万トンの水準でございまして、十二月には七十七万トンの水準でございまして、この輸入の増減関係の増減の趨勢を見させていただきます。現在の需給関係の増減の趨勢を見させていただきます。現在の需給関係の増減の趨勢を見させていただきます。

はりまず真つ先に考えていかねばならぬのじゃな
いだろうか、そうでなければ、この生き馬の目を抜
くような、そういう激しい競争をしておる民間の
ファッション業界、アパレル業界に対して、指導
するなんという事はなかなかできないんじゃない
かと思うのですが、ひとつ率先そのファッション
の先端を行くとまでは言いませんけれども、何
たるかを理解をする、実践するといった役人の姿
であつてほしい。ドブネズミみたいなことだけ
は、これはそういう指導ができないような気が
いたします。

さてそこで、この人材の育成の問題について承
らしていただきたいと思うのですが、この間高島
屋の女子社員が役員に登用されたという話が新聞
に出ています。マタニティドレスの開発を率先
されたようでございますけれども、ああいった一
つの人材というものが、非常に大事なような気が
いたすわけがあります。いわゆる官製において、
人材を育成するということはなかなか容易ではな
いと思うのですが、そのすそ野の深く広い、そう
いった分野を創造していくことが大事だ。アメリ
カの、たとえばファッションアパレル関係からし
ますと、大学そのものがかなりそういった人材育
成の素地に重きを置いておられますし、もちろん民
間にも相当の力を置いておるわけでありますが、
わが國のそれを検討したときに、非常に弱と思
うのです。一億五千万くらいの政府資金を協会
の方に出して、おまえたちも同額出せよと言つて、
三億くらいのそういう金を出すことによつて、人
材が育成されるという事ではないかと思つて、申
すね。これはいまここで多くを論議できません
が、そういうことであるということだけは、申
し上げさせていただきたいと思つておるのです。

それから、全国都道府県に、特に繊維関係地場
産業を持った県には、いわゆる繊維試験所みない
なものがあります。そういった繊維工業の試験
所あたりでは、かなりユニークな研究開発なんか
も進め、またかなりの有為な人材もおるはずで
す。そういった人々を発掘して、世に出してい

くということが非常に大事なことだと思つてす
ね。ここに言う、協会に対して一億五千万を出資
するということだけのことでなく、全国都道府県が、
地場産業に密着していま一生懸命取り組んでい
る現場のそういう人々を、どうしたら伸ばしてい
けるんだということもぜひ検討していただき
たい、これが一つ。

それからもう一つは、販売士という制度がある
のは御存じだと思つていますが、流通の第一線の一
つの資格として、販売士というものがいま見直さ
れているのです。一級から二級、三級とあり
ますが、少なくとも消費者ニーズを吸収するとい
う点においては、販売士というものの資格制度は非
常に重要だと思つておるのです。先ほど申し上げた高島
屋の女性社員の重役登用の問題も、いわゆる現場
から消費者のニーズを吸収した結果、非常にユ
ニークな提言がなされ、それが実現されたことに
よつて、大いに企業に貢献したということだろう
と思つておるのです。要するに人材育成という面
で、ぜひこの販売士の制度というものを、もう一回こ
の法律のたてまえから見直していただきたい。簿
記がどうかとか、あるいはいろいろな経営理論がど
うだとかということよりは、そういった目を持って
いただくことが非常に大事だと思つておるのです。
そんなことを御提言申し上げて、ちょうど時間が
参りましたので、質問を終わらせていただきます。

○橋口委員長 以上で本案に対する質疑は終了し
ました。

○橋口委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

○橋口委員長 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する
法律案について採決いたします。

○橋口委員長 起立総員。よつて、本案は原案ど
うり可決すべきものと決しました。

○橋口委員長 次に、本案に対し、渡部恒三君外
四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国
民会議、民社党及び新自由クラブ五派共同提案に
係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されてお
ります。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。岡田
哲児君。
○岡田(哲)委員 提案者を代表いたしましたして、附
帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。

正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法施行にあたり、国民衣料の安定
供給、繊維産業の地場産業としての特色等の観
点から今後における繊維産業の位置づけを明確
にするとともに、構造改善事業の所期の目的を
達成するよう、次の諸点につき適切な措置を講
ずべきである。

一、構造改善事業を計画的かつ強力に推進する
ため、中核的役割を果たすべき繊維工業構造改
善事業協会の機能を拡充強化するとともに、
構造改善事業の実施にあつては産地組合等が
指導助言できるような運用を図ること。
二、アパレル産業の振興の重要性にかんがみ、
その基礎的共通基盤の整備を図るための施策
を講じ、特に、人材育成基金については、業
界等が十分活用できるよう、その適正な運営
を図るとともに、人材育成機関の一層の充実
強化を図ること。
三、繊維製品の生産・流通段階における取引に
ついて、不当返品・排除、書面契約の勵行、
決済条件の改善、賃加工等下請取引の適正化
等をはじめ、不合理な取引慣行の是正のため、
業界の自主努力と相まって、強力な指導を進
めること。
四、構造改善の阻害要因となるような特定品目

の集中的な輸入急増を回避するため、輸入動
向等を的確かつ早期に把握するとともに、輸
入急増があつた場合には、それによる国内産
業の被害を最小限に止めるための諸般の施策
を強力に講ずること。

五、繊維工業の家事労働への依存が少なくない
実情にかんがみ、適正な家事労働工賃の確保
並びに従業員の労働条件及び労働環境の改善
等が図られるよう、関係事業者に対し適切な
指導を行うこと。
六、繊維関連の商品取引所が健全に運営される
よう指導監督に遺漏なきを期するとともに、
上場品目の見直し等について検討を進めるこ
と。

以上でございます。
附帯決議の各項目につきましては、委員会議
及び議案を通じ、十分御理解いただけるものと存
じます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。

○橋口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○橋口委員長 起立総員。よつて、本動議のと
り附帯決議を付することに決しました。
この際、附帯決議について、政府から発言を求
められておりますので、これを許します。江崎通
商産業大臣。

○江崎通商大臣 ただいま御決議をいただきました
附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重
し、対処する考えであります。

○橋口委員長 お許りいたします。
本案に関する委員会報告書の作成につきましては
は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異
議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○橋口委員長 次回は、来る二十三日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時四十二分散会

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。
第九条中「総裁一人」の下に、「副総裁一人」を加える。

第十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「総裁を」と「総裁及び副総裁を」に、「総裁に」と「総裁及び副総裁に」に、「総裁が」と「総裁及び副総裁が」に、「行なう」と「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副総裁は、基金を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して基金の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

2 副総裁及び理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

第十二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十四条に次の一項を加える。
3 総裁は、前項の規定により役員を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第十六条中「総裁との」と「総裁又は副総裁との」に、「総裁は」と「総裁及び副総裁は」に改める。

第二十九条の二第二項中「行なう」を「行う」に、「借入金」を「長期借入金若しくは短期借入金」に改め、同条第六項中前各項を「第一項及び第四項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中前項を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済企画庁長官の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第二十九条の三中「借入金の現在額及び」を「長期借入金及び短期借入金の現在額並びに」に、「に相当する額をこえる」を「の三倍に相当する額を超える」に改める。

第二十九条の四を第二十九条の五とし、第二十九条の三の次に次の一条を加える。

（債務保証）
第二十九条の四 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、基金の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く）について保証することができる。

第三十八条第一号中「経済企画庁長官」を「内閣総理大臣又は経済企画庁長官」に、同条第三号中「行なつた」を行つたに改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 理事の任命に関する改正後の海外経済協力基金法第十一条第二項の規定は、この法律の施行後に行われる理事の任命について適用する。

理由

海外経済協力基金の事業運営の状況等にかんがみ、その資金調達円滑化を図るため同基金の借入金等の限度額を拡大する等の措置を講ずるとともに、同基金に副総裁一人を置くこととする等その事業運営の体制を整備強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十四年三月三十一日印刷

昭和五十四年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D